

平成19年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成19年3月26日（月曜日）
午後1時03分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 報告第9号 美唄市地域医療問題等調査特別委員会報告（地域医療問題等調査特別）
- 2 報告第10号 美唄市契約問題等調査特別委員会報告（契約問題等調査特別）
- 3 議案第14号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件（総務）
- 4 議案第15号 美唄市副市長定数条例制定の件（総務）
- 5 議案第16号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件（総務）
- 6 議案第17号 美唄市給与条例の一部改正の件（総務）
- 7 議案第18号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件（総務）
- 8 議案第19号 美唄市収入役事務兼掌条例廃止の件（総務）
- 9 議案第20号 美唄市公共施設整備基金条例廃止の件（総務）
- 10 議案第21号 美唄市土地開発基金条

例廃止の件（総務）

- 11 議案第22号 美唄市ふるさと創生基金条例廃止の件（総務）
- 12 議案第23号 アルテ ピアッツァ 美唄条例の一部改正の件（総務）
- 13 議案第24号 特殊学校就学援助に関する条例廃止の件（総務）
- 14 議案第25号 美唄市消防賞じゅつ金条例の一部改正の件（総務）
- 15 議案第26号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務）
- 16 議案第27号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件（総務）
- 17 議案第28号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件（民生）
- 18 議案第29号 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件（民生）
- 19 議案第30号 美唄市まちづくり基本条例制定の件（まちづくり基本条例審査特別）
- 20 議案第31号 平成18年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
- 21 議案第3号 平成19年度美唄市一般会計予算（予算審査特別）
- 22 議案第4号 平成19年度美唄市民バス会計予算（予算審査特別）
- 23 議案第5号 平成19年度美唄市国民健康保険会計予算（予算審査特別）
- 24 議案第6号 平成19年度美唄市老人保健会計予算（予算審査特別）
- 25 議案第7号 平成19年度美唄市下水道会計予算（予算審査特別）
- 26 議案第8号 平成19年度美唄市土

- 地区画整理事業会計予算（予算審査特別）
- 27 議案第9号 平成19年度美唄市介護保険会計予算（予算審査特別）
- 28 議案第10号 平成19年度美唄市介護サービス事業会計予算（予算審査特別）
- 29 議案第11号 平成19年度市立美唄病院事業会計予算（予算審査特別）
- 30 議案第12号 平成19年度美唄市水道事業会計予算（予算審査特別）
- 31 議案第13号 平成19年度美唄市工業用水道事業会計予算（予算審査特別）
- 第3 議案第32号 財政調整基金の一部積立て停止の件
- 第4 議案第33号 美唄市議会会議規則の一部改正の件
- 第5 議案第34号 美唄市議会委員会条例の一部改正の件
- 第6 意見書案第1号 日豪自由貿易協定交渉に関する意見書
- 第7 意見書案第2号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書
- 第8 意見書案第3号 生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書
- 第9 意見書案第4号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書
- 第10 意見書案第5号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書
- 第11 意見書案第6号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

◎出席議員（20名）

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
助役	佐藤昭雄君
総務部長	板東知文君
市民部長	吉田譲君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
商工交流部長	酒巻進君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君

総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長 阿 部 稔 君

教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君

教育委員会教育部長 天 野 修 二 君

選挙管理委員会委員長 熊 野 宗 男 君

選挙管理委員会事務局長 大 道 良 裕 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君

農業委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

監 査 委 員 川 村 英 昭 君

監 査 事 務 局 長 嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 谷 津 敬 一 君

次 長 和 田 友 子 君

総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午後 1 時 0 3 分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

20 番 林 国夫議員

21 番 中西勇夫議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第 2、委員長報告に入ります。

順序 1、報告第 9 号美唄市地域医療問題等調査特別委員会報告ないし順序 31、議案第 13

号平成 19 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 31 件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、報告第 9 号について林美唄市地域医療問題等調査特別委員会委員長。

●美唄市地域医療問題等調査特別委員会委員長林 国夫議員（登壇） ただいま議題となりました報告第 9 号美唄市地域医療問題等調査特別委員会の委員会報告について、ご報告を申し上げます。

美唄市地域医療問題等調査特別委員会報告。

去る平成 16 年 8 月 25 日、第 2 回臨時会において全議員が委員となる美唄市地域医療問題等調査特別委員会が設置され、地域医療に関する事項について委員会を開催しました。その経過及び結果について、その概要をご報告いたします。

まず、臨時議会終了後、委員会を招集し、正副委員長の互選を行い、その後、議長から特別委員会設置に至るまでの経過について報告がありました。

次に、12 月 14 日「地域医療に関する経過」、「労災病院の再編計画」等について理事者より説明がありました。

その後の質疑の主な内容として、市立病院 5 次経営健全化の団体指定について、平成 17 年度継続見通しについてどうか、との質疑に対し、

3 分の 1 の自己努力の評価が結果として表れない限り、団体の指定が非常に難しい。団体の指定がない場合、これは廃院の勧告ではなく、特別交付税、国の支援がなくなるので、今後一般会計の支援等を検討し、団体指定が

継続されるよう努力したい。との答弁。

次に、指定継続に向けて、地域医療ビジョンを関係団体に示すべきではないか、との質疑に対し、

一般会計の支援策がどの程度行えば団体指定継続がされるか、道、国と話し合いをしなければならない。さらに、美唄市の1つの方向性から地域医療ビジョンを示せば団体継続につながるか、十分協議して団体継続がされるように努力したい。との答弁。

次に、市と市立病院、美唄労災病院による3者会議でどのような協議がされたのか、との質疑に対し、

主な内容としては、市立病院、労災病院の現状と課題の整理ということで4回にわたり協議した。

まず、現状と課題の整理については、市立病院、労災病院のいずれも厳しい経営状況、また、医師の確保が両院とも厳しく困難が伴い、必要な診療科の維持が難しい。

併せて、市民が住みなれた地域で安全で安心して暮らしていくためには、医療供給体制を効率的かつ継続的に提供していくことが必要である。総合病院の役割はこれからますます重要になってくると整理した。

課題解決の方向性ということでも議論しているが、魅力ある病院づくりということから、一定の症例が確保できる体制、1つの診療科に複数以上の医者配置ができる専門性の発揮。これは呼吸器、消化器、循環器等の専門性をおいた体制が必要。

また、最低でも救急も含めた2次医療を確保するための体制が必要。

現在労災病院は政策医療をもっているが、

この継続も必要。

地域の実情にあった診療科、適正ベッド数ということで、人口規模から一般病床レベルで300床以下が可能。

さらに、市内保健福祉機構との連携の問題について協議した。との答弁がありました。

次に、12月22日、委員会として「市立病院の経営健全化団体としての指定継続について」「地域医療ビジョンの策定と地域医療確保について」、議長を通じて市長に対し要望することとなりました。

次に、平成17年2月17日、議会からの要望書に対し市長の受け止め方、新聞報道による「医師確保の市立病院」「患者減で収支悪化加速」「交付金取り消しも懸念」について、説明を求めました。

その後の質疑の主なものとして、平成16年度決算見通しの中で、一般会計が特別繰り出しを行うことによって新たな不良債務を生じない、美唄市全体として指定継続について協力の要請をすべきではないか、さらに17年度についても第5次健全化計画にかかる、一般会計からの特別繰り出し2億円について、また、政治判断、財政支援等の措置についての考え方について、との質疑に対し、

一般会計の決算状況の現時点では、特別交付税の3月交付分、これについては現在未定であり、数字が固まるのが3月中旬以降と考えている。これについては市長を中心として国に働きかけ、特別交付税の確保に最大限努力している。

5次健指定の自主努力3分の1については、現在総務省、国において17年度予算に向けた財政課長内かん等で、病院事業については近

年における自治体病院経営をめぐる環境の変化に的確に対応し、医療資源の効率的円滑を図るための当該病院の役割を明確にした上で他の医療機関との連携、機能分担及び病床の合理化を一層推進する。

これについて自治体病院等の取り組み、再編等、医療提供体制を見直す。こういう取り組みに対して国の 17 年度に向けた新たな支援、地方財源措置を講ずることになっているので、国の対応を十分踏まえながら 5 次健の指定継続に向けて最大限努力していきたい。との答弁がありました。

次に、6 月 24 日理事者より、市立病院、美唄労災病院はいずれも医師不足等により経営状況が悪化するなど、いまの形のまま存続することは厳しい状況にあり、市内の医療資源を生かした新たな医療体制を早急に構築する必要性から、17 年 4 月に美唄市地域医療ビジョンを策定。

また労働者健康福祉機構本部に対し、美唄市地域医療ビジョンの説明。

さらに今後関係機関等との協議を進め、その実現に努力をする。

次に、第 5 次病院経営健全化の経過と見通しについての、病院事業会計の平成 16 年度決算状況は 1 億 9,131 万 5,000 円の不良債務発生の見込み、また健全化計画との比較では 4 億 2,822 万 2,000 円の乖離が生じた。

また、平成 16 年度の健全化計画実施報告書を 6 月 13 日北海道に提出し、病院みずからの改善策や 4 月に策定した美唄市地域医療ビジョンについて説明。

今後の見通しについては、7 月 4 日予定されている総務省が行うヒアリングを踏まえ、

一定の方向が示されるので、北海道、国に対し、指定継続に向けて最大限の努力をしたい。との説明がありました。

次に、美唄市地域医療ビジョンについて概要説明を受けました。

その後の質疑の主なものとして、労災病院廃止問題の新聞報道について、との質疑に対し、

特殊法人等の改革推進本部参与会議が報告した改善事項には、美唄労災病院の具体名をあげて廃止を検討すべきという指摘はなく、美唄労災病院、市もこれまでどおり労災病院の再編計画に基づき、平成 19 年度までの岩見沢労災病院との統合に向けて取り組むという考えは変わらないと聞いており、今後の報道の推移を見る状況である。との答弁。

次に、新しい総合病院に 272 床の根拠について、との質疑に対し、

病床数については、市内人口、年齢構成をベースにして二次医療圏ごとに基準病床数を算定。結果として 500 床であり民間病院で療養病床を持っている部分、一般病床も一部病院で持っているため、それを除いた一般病床数を 272 床と試算した。との答弁。

次に、市立病院と労災の統合はどのような形でやるのか、との質疑に対し、

現段階では、労災病院の再編計画に基づいて岩見沢との統合に向けた取り組みをしている最中であり、あくまでもその再編計画に基づいて実践していく考えを示された。

市としては、ビジョンの実現に向け、引き続き機構本部に要請し、併せて関係機関等にも市の考え方を示していきたい。との答弁。

次に、労災病院は国家公務員法に準じ、統

合するに当たり職員の処遇はどうなるのかとの質疑に対し、

病院を運営するにあたり医師はなくてはならない状況であり、また、昨今医師不足は非常に厳しいものがあると考えます。

今回新しい総合病院づくりにあたり、それぞれの病院にいる医師については、基本的に引き続き美唄の医療に貢献していただきたいと考えています。

また、派遣元の大学の意向や本人の意向はもちろんのこと、大学等の理解も得なければならない作業が出てくるので、できるだけ早い時期に具体化される段階で検討、協議していきたい。との答弁。

次に、地域医療ビジョンの考え方について、との質疑に対し、

慢性的な医師不足など、医療を取り巻く環境の変化により、このまま推移すると市民の皆さんに必要な医療、地域医療ができなくなる恐れがある考え方から、市としては今後の地域医療のあるべき姿を明らかにし、取り組みを進めて策定。

現状において市立病院、労災病院、それぞれ医師確保という大きな課題に対して、最大限努力している。

美唄市地域としての今後の大きな環境の変化の中、また、いまある2つの総合病院が非常に厳しい状況下に置かれている中、新たな展望をどう開いていくのか、1つの地域としての考え方として、市として作成するものであり、現状の医師確保の最大限努めると同時に、このビジョンに基づき、さらに具体的な方策について今後の課題として市民の皆さんの意見を踏まえて具体的化してまいりたい。

また、地域医療ビジョンは、市として必要な地元専門機関である医師会等との協議も広く行って作成した経過もある。いずれにしても、地域医療、患者、市民を守るといった基本的な姿勢に則って策定に至った。との答弁。

次に、労災との統合は平成20年を目標とし、計画の目処について、との質疑に対し、

美唄市としては今後地域医療を守るための指針を作成。今後、様々な議論等を踏まえ、ビジョンの具体的な推進に向けた取り組みを早急に進める必要があると考えます。との答弁。

次に、大学との折衝の中で、地域医療ビジョンを示すことによって目標の平成20年までの3年間に医師の充足も図られる可能性はどのように考えているか、との質疑に対し、10月から大学等に行き、医師の要請を行っているが、大学からは施設が老朽化している部分について施設改修をどう考えるか、また、経営について地域の医療に対するビジョンがあるのか、さらに、大学から医師を派遣しても、医師が地域にしっかりとした医療活動ができるか、ということから今回ビジョンを作成し、医師派遣をお願いしている。との答弁。

次に、地域医療ビジョンの中でいろいろ分析しているが、診療単価には触れていないが、総合重視、道内の公立病院の中には労災病院も含まれ、それらの外来診療、病院単価の比較でいくと、市立美唄病院は非常に単価が安い部分があり、この乖離について、との質疑に対し、

基本的に市内医療の現状を押えた時に、今後、地域医療を確保する上でどういったことがなぜ必要かという視点で分析をしたもので、人口の推移、患者の動向、いままでの推移を

基本に今後どのように推移していくかという視点で見た。

入院の一般では、10 市の平均と比較して、市立美唄病院において約 2,000 円の単価として下回っている状況である。

外来については、逆に 1,000 円強、10 市の平均より上回っている状況であり、新しい総合病院を作るにあたって、経営の視点が重要なポイントになるため、どういう診療科をやることによって、経営的にどうなのかの分析も併せてやらなければならないと考えている。との答弁。

次に、国民健康保険市外診察者は外来にして 2 割、入院 3 割ということで労災、市立病院がありながら市外流出している患者や、労災の脳外科の問題、婦人科のサテライト病院の問題で患者が減少するのはわかるが、これは平成 11 年度以降から続いており、患者流出についての中身はどうなっているか。また総合病院として目指す医療ということで、急性期医療を目指すのか、慢性期医療を目指すのか。急性期医療を目指さないということであれば、病院の方向転換をいち早くすべきという議論をされるのかとの質疑に対し、

国保をベースにした患者の動向ということでは、健康保険の被保険者の受診ケースでみるとここ数年横ばい状態。その中で、市立病院と労災病院については年々減少傾向にある。美唄労災病院では、脳神経外科、産婦人科の休診が大きな要因。さらには医師不足ということから、従来のような診療体制が組めないといった背景がある。

また、医師の固定化が難しいということで、患者の不安などから、他の医療機関で受診す

る方がふえているのではないかと分析した。との答弁。

次に、地域医療プロジェクト作成にあたって、こういった体制で臨まれようとしているのか、また策定のプロセスについて、との質疑に対し、

ビジョンに基づく労災病院との統合に向けて、1 つは一方の当事者である労災病院、労働健康福祉機構との協議が非常に重要であり、それと平行して、ビジョンを具体化するため、診療科をどうするか、経営の見通し等課題があるので、体制も併せてどのように進めていくかについて検討をしていきたい。

地域医療ビジョンの策定は、庁内に地域医療検討委員会を設置し、総務部長、保健福祉部長、病院事務局長、事務局理事、福祉課長、高齢者介護福祉課長、児童課家庭課長、健康推進課長、病院事務局次長、企画課長のメンバーで策定作業を進めてきた。

医師会との意見交換の場を設け、その中で意見を計画の中に盛り込んだ。

計画の最終策定の段階において、市が策定しようとしている地域医療ビジョンの概要については、美唄労災病院長に市としてこういう考えで策定をしているという説明を行った。そういう過程を踏み、17 年 4 月ビジョンを策定したとの答弁。

次に、機構との協議というのは労災病院の独自の問題だから、そこに任せるのではなく、医療ビジョンを実現する市としても、そのことを十分国・機構に対して誠意をもって話しをしていく必要があるのではないかと、との質疑に対し、

労災病院の機構本部とはいろいろ話しをし

ているが、市立病院と労災病院が一緒になって美唄の地域医療を考えてほしいということを第一にお願いしている。

また、脳外科の問題等、政策医療に偏った中で労災病院は特化するのではなく、地域医療に配慮してほしいという部分で市立病院と一体となって将来的に統合をする道を模索してもらえないかと提言をしている。

地域医療ビジョンを持ち込んで、本院、分院という考えもあるが、市立美唄病院との統合を1つの選択肢としてお願いしているが、相手方の事情もあるので、コメントは差し控えられた状況である。との答弁。

次に、後期まちづくり基本計画は現在策定作業中であるが、実効性のあるものにしていく最優先の課題として新しい病院づくりを優先順位に1としてとらえるべきではないか、との質疑に対し、

後期計画については、第一に市民の安全、安心が最優先、次に活性化ということで、病院問題については今後の推移を見ながら後期計画に優先的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、11月22日、「市立病院の医療体制の現状と医師確保に向けた要請活動の経過」「第5次病院事業経営健全化計画継続に向けた経過」「地域医療ビジョン実現に向けた活動経過」について理事者に説明を求めました。

次に、平成18年12月22日、病院統合の状況について市長から説明がありました。

その後の質疑の主なものとして、労働者健康福祉機構と話し合いをした相手方と、協議の内容についてわかりやすい説明を、との質疑に対し、

理事長、理事、総務部長、担当課長、調査役等のメンバーで、統合を前提とする基本認識をお互いに聞くことができた。具体的に前進したと認識している。との答弁。

次に、厚生労働省の基本的なスタンスを市長としてどのように受け止めているかとの質疑に対し、

厚生労働省の担当部長は機構の理事長から美唄の状況、脊損の位置づけ等十分説明を聞いているとのことで、今後も政策医療と地域医療2つが維持できる体制づくりに支援願いたいとお願いしている。との答弁。

次に、今後の進む方向として総務省に困難さがある。これまで関わってきた感じはどうであったか、との質疑に対し、

美唄市全体の経営がしっかりとできるような方策となるよう、新しい病院づくりに関しても経営健全ができるような病院づくりを目指してほしいというアドバイスをいただいている。との答弁。

次に、統合の状況、どうなっていくのかが見えてこない。また5次健の姿が見えてくるのは3月で、それまでに統合の形を作り再建につなげると思うが、との質疑に対し、

統合の実現に向けては同じ方向性を一定程度示されたので全力を挙げる。今年の特別交付税は最大限の努力をし、何とか算入される方策を講じたいとのこと。それ以降については今年度決算が終わった段階で判断し、不良債務が増えているようであれば継続は難しいと言われている。こういう中で市立病院として1年間しっかり経営をし、不良債務が増えない方策をとっていかねばいけないと思っている。との答弁。

次に、統合の結論は出ないが機構との間で統合に向けた基本認識が合意された。今後の課題は組織を設ける。判断は出ていないが統合は 99 パーセント決まったとっていいのか。また脊損医療、医師確保、開設の時期、職員の身分の問題は、との質疑に対し、

脊損部門の継続、医師の確保が前提という中での統合はお願いしており、身分保証、オープン時期については機構本部と基本的な認識として一致している。統合実現に向けては具体的に進めようと明確になったが、機構本部は国との最終的な話し合いが残っている段階ではこういう表現をせざるを得ない。こちらは要請している立場なのでこれ以上明確な回答をいただきたいとは言えない状況である。との答弁。

次に、市長 1 人で行ったのか、また、文書を整理し双方で確認文書を取り交わしているのか、との質疑に対し、

担当主幹と行き、メモとしてはあるが、双方が文書としてやりとりしている状況ではない。との答弁。

次に、今後のタイムスケジュールと協議の場はどのレベルでどのような課題で詰めるのか、との質疑に対し、

年明け早々組織を立ち上げ、それ以降は機構と話しをしていく。メンバーは 1 番トップの部分と事務部門で総務部長クラス以下と担当課長が入る事務レベルの 2 つの組織としていきたい。内容は脊損医療の実施方法や機構としての支援策、体制、医師確保、必要な施設等を検討していかなければいけないと考えている。との答弁。

次に、関係職員や医師に対し、市長として

状況に関する説明や要望意見を聞く場の設定はあるのか、との質疑に対し、

病院の方で会議を開いていただき、今後詳細については機構との詰をもって適時報告していく形で考えている。との答弁。

次に、独立行政法人の労働者健康福祉機構として、医師確保の動きはどう押えているか、との質疑に対し、

労災病院に関しては院長が北大に行かれてお願いしている。北大からは一定の支援を明確にし、北海道唯一の脊損なので万全を期したいという回答をいただいていることを院長から聞いている。との答弁。

次に、医師の引止め策、新しい総合病院に対する理解、改めてその場を持つ必要あると思うが、との質疑に対し、

理事長とともに北大等、関係大学と一緒に行動し医師確保に全力を挙げていく。との答弁。

次に、市長のいう脊損治療とその認識は、との質疑に対し、

脊損医療を継続し提供するためには、医師確保など労働者健康福祉機構の全面的な支援が前提であり、脊損医療が残らなければ統合の意味はないと思っている。との答弁。

次に、脊損医療を主体的に考えていくな、市立病院が労災病院に変わってもらう方法が一番いいのではないかと、との質疑に対し、

政策医療、地域医療の 2 つが成り立つような方策、お互いの医療資源が存続するという中で統合を実現しようとしている。との答弁。

次に、労災病院を残してほしいという署名の重みをどうえているか、との質疑に対し、脊損を美唄に残すのは、共通の認識である。

署名の重みは当然大きなものと思っている。
との答弁。

次に、統合した場合のオープンが20年度になると1年足らずしかない。スケジュール的に統合までの話しが成り立つのか。また、患者団体の合意はどうするのか、との質疑に対し、

20年度のオープンとなると時間がない。早急にスケジュール等を決定し、全力を挙げて取り組んでいく。患者団体の合意はいまのところ労災主体でやるということで、側面的な協力はしていきたいと思っている。との答弁。

次に、市立病院、労災病院の委託業者の問題。また機構側や美唄市との組織だけでなく、内部的にも何らかの組織を設けていち早く進めていくことが必要ではないか、との質疑に対し、

新しい病院の体制がどのようなになるのか、経営が成り立つのか、が最優先課題で、従来の委託がどうかというのは最終的な段階でせざるを得ない。内部的な組織については今後組織の強化についてどのような方法があるか検討したい。との答弁。

次に、平成19年2月27日市立病院と美唄労災病院の統合に関する協議及び実務者会議の内容について説明がありました。

その後の質疑の主なものとして、病床数270床の根拠と現在の市立病院、労災病院の入院数はどうなっているか、との質疑に対し、

コンサルにより地域の実情を分析した結果、現状の動向を踏まえた想定をし、一般病棟は174床、障害者病棟が52床、回復期リハビリテーション病棟で44床を確保し、270床で想定。現在入院患者数は平成18年11月末現在

の平均で市立病院54人、労災病院225人、合計279人である。との答弁。

次に、検討委員会をいつどうするかスケジュールは決まったのか。また医者配置の推移は、との質疑に対し、

1回目の協議では国との調整に時間を要し具体的な日程は示されていないが、20年4月に開院するという想定で協議に入る事で双方が合意をした。病床数270床は現段階で想定する数であり、確定するにあたりドクターの数を満たしていなければ270床を確保できないことになる。医師の推移は情報交換しながらできるだけ把握し、早い時期に病床数を確定したい。との答弁。

次に、推進協議会の規約、要綱、検討委員会のルールを双方でペーパーにしたものがあるか。また、機構の考え方をどう押えているのか、との質疑に対し、

統合に向けた確認は4月を目指して協定書の締結を行いたい。また、機構の考え方は国のもとで最終的な意思決定が行われる。検討委員会の中で統合に向けた具体的課題について双方協議のもとで一致を見だし、それをもとに最終的に国を含めた合意になると考えている。との答弁。

次に、医師確保を頂点とする政策医療をどうするかという担保は協定に盛りられるという理解でいいのか、との質疑に対し、

政策医療の扱いは検討委員会の中で、市に委託する構想が示されている。脊損医療の扱いについては検討委員会で議論し、推進協議会で意思決定をする流れを想定しており、現段階では具体的な委託内容については今後の検討課題である。との答弁。

次に、新しい病院の実現に対する問題は、
の質疑に対し、

脊損医療、新しい病院の経営、医師確保の
3点の問題があるが、4月中に方針を決め、
20年4月の目標に向かい全力を尽くしたい。
との答弁。

次に、マスタープランに何を盛るのか。また、
今後の日程、スケジュールについて、との
質疑に対し、

マスタープランは新しい病院に必要な医療
体制、収支計画、体制的なものを盛り込んだ
形にして進めている。これまでの市としての
基本的な考え方を整理し、機構側と協議を進
めているところで策定にあたっては最終的に
3月末に完成することになるが、内容は現在
進めている機構側との協議も踏まえて詰めて
いきたい。との答弁。

次に、労災病院と統合するにあたって、赤
字が今後新病院にどう影響してくるのか。労
災病院の資産や負債の状況把握の必要性や政
策医療の担保について、また、職員の配置に
ついて、との質疑に対し、

労災病院が赤字の場合、その累積債務等は
一切どうこういう問題ではなく、不良債務を
新しい病院が引き継ぐ事はない。また、新し
い病院を270床でこの体制でやればできる
という試算ができれば、労災病院の単年度収
支を参考としつつも、なければできないとい
うことにならないと考えている。脊損医療は
担保をもらい支援してもらう事が前提である
という考えであり、職員の問題は統合が決定
になってから対応せざるを得ない。最終的に
は課題が明らかになった時点で国の判断が下
され、それが4月になると見込んでいる。との

答弁。

次に、3月末に作ろうとするマスタープラン
の中で、経営状況を把握したものはできる
のか。アクションプランの作成時期について、
との質疑に対し、

マスタープランはできるだけ早い時期に作
成。アクションプランは相手方の合意形成し
た中で走ることになるが、具体化に向けた計
画を考えながら走り、20年度に向けて作業
を進めていかなければならないと考えている。
との答弁。

次に、マスタープランは議会中にできるか。
実施計画はいつか、との質疑に対し、

時期はできるだけ早く努力していきたい。
実施プランは4月段階で移れるような計画で
執り進めたい。完成時期の大枠は年度の早い
時期に細目は肉付けしていく形で考えながら
実施するが、法令等に定められた認可の期限
もあり、一定の指導要件を求められる対応の
形で策定。との答弁。

次に、市立病院の不良債務の問題は、との
質疑に対し、

現状の市立病院が抱えている不良債務は年
度別収支計画を立てており、7年間程度で解
消していく考え方である。との答弁。

次に、脊損センターの政策医療の全面支援
と委託とはニュアンスが違う。基本的な構想
は、との質疑に対し、

脊損は国の政策医療であることから、全面
的な支援をいただく。委託は提案として出
てきた内容で、検討課題として出されている。
こういった手法が美唄市に合うのかこれからの
課題である。との答弁。

次に、新しい病院が市立病院の不良債務の

20 億円を抱え、単年度政策医療も抱え、再建の道に入っていくシミュレーションはどのようなものなのか。との質疑に対し、

政策医療を市として担う場合、単に美唄市の問題ではなく、全道を対象とした脊損医療をしっかりと担っていくことからしても、持続可能な体制から留意点を含めて国に申し上げ、体制づくりに努めていきたい。収支計画はマスタープランに含め明らかにしていきたい。との答弁。

次に、市民、議会、職員に対し、情報提供を積極的にすべきではないか、との質疑に対し、

医療の再構築を 1 日も早くし、市民との協働、情報共有をできるだけ早い時点で内容を示したいと考えており、今後、機構との協議を進める中で内容を確定し、合意に至り、逐次職員、議会に示したいと考えている。現実的に機構の立場、国との関係もあるので、一定の制限のもとで行うが、実態である。との答弁がありました。

なお、マスタープランができ次第、次の委員会について検討していくことが、理事会で確認されました。

次に、3 月 23 日にマスタープランが提出され、その概要について理事者から説明を受けました。

以上の経過から、本委員会としてマスタープランに基づく新しい医療体制の整備・充実を図ることを臨み地域医療問題等調査特別委員会報告といたします。

●議長長岡正勝君 次に、報告第 10 号について、内馬場美唄市契約問題等調査特別委員会委員長。

●美唄市契約問題等調査特別委員会委員長内馬場克康君（登壇） ただいま議題となりました、報告第 10 号美唄市契約問題等調査特別委員会報告について、ご報告申し上げます。

美唄市契約問題等調査特別委員会報告。

去る平成 17 年 10 月 31 日、地方自治法第 101 条第 1 項の規定による「臨時会招集請求」の第 4 回臨時会において、全議員が委員となる美唄市契約問題等調査特別委員会が設置され、美唄市契約問題等の調査事項について委員会を開催しました。

現在までの経過について、その概要をご報告いたします。

まず、10 月 31 日委員会を招集し、正副委員長の互選を行い、その後これまでの契約に関する経過について理事者より報告を受け、さらに当委員会委員である広島議員から第 3 回定例会での報道関係に対する談合問題の一連の発言について、広島議員を参考人とする委員会を 11 月 7 日に開催することに決定しました。

次に、11 月 7 日当初予定をしていた広島議員の参考人招致については、諸般の事情から日を改めて行うことになりました。

次に、「契約締結に関する審査特別委員会記録」、「9 月 30 日の契約締結に関する本会議録の抜粋」、「契約締結に関する新聞記事」が資料として配布されました。

その後の質疑の主な内容として、改良住宅建替事業工事にかかわる駐車場整備工事で、談合のファックスの存在について、との質疑に対し、

事情聴取、証言の根拠となる資料について信憑性があるとの判断から公正取引委員会に

通知した、との答弁。

次に、入札にかかわる指名制度の再検討について、の質疑に対し、

国は適化法の中で混合型指名（指名の1つの変形）、一般競争入札についても地域限定型であるとか、いろんな組み合わせから指名のあり方を進めるべきでないか、多様な入札のあり方を提示されていることから、今後市としても指名のあり方について検討していきたい、との答弁がありました。

次に、11月15日、契約締結に関する審査特別委員会で広島議員の総括質疑（談合）に関連しての報道、理事者答弁等から、広島議員を参考人として質疑を行いました。

質疑の主な内容として、平成16年6月まで建設業協会（正副会長）主導による談合の事実があったのか、また、一般最終処分場施設建設工事、及び改良住宅建替建築主体工事の契約締結について、談合を指示した業者が落札したとの発言があったが、その真意について、との質疑に対し、

正副会長の指示で、平成16年6月まで談合の事実があったこと。また正副会長、事務局長が会社に来て、建設業協会に入って従来の指導内容でという要請であったが、それを拒否したという経過からの談合発言である、との答弁。

次に、参考人が経営する会社が美咲市が発注する建設工事を請け負う業者として格付け名簿に登載されているか、との質疑に対し、

会社の受注率50パーセント以上を占め、議員の資格に抵触また規制上から17年2月に指名願を辞退しているので、市からの発注は一切ない、との答弁。

次に、参考人は有限会社ユウダイ建設の代表権を有していたのか、また、格付けCランクであるが、16年の受注実績、工事の施工実績、評点の表示があるが平均値は何点か、との質疑に対し、

会社の代表権はない、また評点は80点以上15、16年の受注実績は3,000万前後である、との答弁。

次に、建設業協会に加盟する場合条件があるのか、また、加盟後建設業協会規約、事業目的の提示及び協力要請があったのか、との質疑に対し、

規約、事業的なものは一切ないが、協会として安全パトロール、安全大会を主体的に行ってきた、2業者の推薦がなければ協会加入できない。また、加盟していないと市の指名には入れず、仕事もないので2業者の推薦を受けるのが大変である、との答弁。

次に、公共事業の入札の公正性、透明性を期すためにどのような方法が望ましいか、また入札には指名競争入札等があるが、これについての考えがあるか、との質疑に対し、

公共事業の入札、公正、透明性の部分では、指名のあり方が第一である。との答弁。

次に、各社が公平に受注できる談合は必要悪だと新聞記者に話しされているがそれは事実か、また談合についての基本的な考え方について、との質疑に対し、

談合には政治的献金絡みの談合、末端で最低限の仕事をしている人たちの談合の二通りあると考えている。

末端で仕事を受注している業者、100万1本で生きるか死ぬかという状況であれば、必要悪であると考えるが、必要悪であっても談

合はやめるべきである、との答弁。

次に、1年以上経過してから、契約締結に関する審査特別委員会で、なぜ談合に関する告発になったのか、との質疑に対し、

今回の埋立処分、改良住宅の契約4件の指名のあり方、また入札自体認められる入札でないという判断から、平成16年6月の談合という発言になった、との答弁。

次に、公務員の告発の義務、刑事訴訟法第239条の2項の規定があるが、この法律の認識について、との質疑に対し、

この法律があるないで、告発するしないということではない。協会のあり方、また美唄が自立するという選択から、落札率の問題から告発した、との答弁がありました。

次に、11月30日広島 亨参考人から委員会に対して契約問題に関する質問に対する回答書が次のとおり提出された。

回答書の主な内容としては、建設業協会の正副会長が直接来訪したのか、との質問に対し、

平成16年5月下旬、美唄建設業協会副会長は、仲介人を立て(有)ユウダイ建設事務所を訪れ、協会から脱会しないようにとの要請があり、専務に伝えたと返答した、との回答。

次に、建設業協会事務局長が入札にあたっての関与について、の質問に対し、

続けて3回程度(有)ユウダイ建設事務所にて、建設業協会正副会長、事務局長、広島 亨参考人、専務で話し合いが持たれ、協会を脱会しないよう重ねて要請があったが、広島 亨参考人、専務は、意向に添いかねる、要請を拒否した、との回答。

次に、美唄建設業協会正副会長、事務局長

の5人の参考人について質疑を行いました。

質疑の主な内容として、協会の設立目的、活動内容について、との質疑に対し、

親睦が第1の目的、また業界の経営改善、発展のために尽力、社会的地位、技術の向上を目的に設立。

さらに労働安全施工集会、公共事業の安全パトロール、除排雪の業務安全講習会、冬期技能講習、経営改善等の講習会の開催、情報交換、各官庁、各種団体との連絡調整が事業内容との答弁。

次に、入札制度について意見、要望があれば、との質疑に対し、

市で行われている入札は一般的で、現行でいいのではないかと。

ただ、制度改革は発注者側が主体であるので、建設業協会も参画できる形態をお願いしたい、との答弁。

次に、市から建設業協会関係者への事情聴取で広島議員との面談は未納会費納入の依頼で談合の話ではなく、建設業協会主導の談合ではないのか。

「新聞報道によると、談合の指示は一切していないので、協会内に談合は存在しないと信じている。また、ファックスの存在を聞くと断言しづらいとの発言について、また、談合疑惑について協会としてどう対応するのか、との質疑に対し、

会費未納に対する会費徴収の依頼、協会から脱会したいという意思表示があったので慰留をした。

また協会主導で談合ということについては、協会として一切行っていないという新聞等への発言。

ファックスについては、資料の関係からCクラスに事情聴取したが、分からない。

談合疑惑等については、市において関係機関に書類提出済みと報道されているので、協会としては関係機関に委ねたい、との答弁。

次に、一般的に言われている談合の認識、美唄の実態内容について、との質疑に対し、

談合についてはあってはならないことだと認識、また、美唄の実態も談合はしていないと確信している、との答弁。

次に、落札率の推移から見て95%を超える高い落札率、また80%を切る低い落札率の背景から、業界による割りつけ談合、関与について、との質疑に対し、

入札については、自社技術者の状況、工事の種類、発注時期の全体を考慮して各社が応札しているので、その結果の落札率と考える。

また、落札率の関係について協会は一切関与していない、との答弁。

次に、独占禁止法の法律改正（課徴金等）がスタートするが、業界としてどのような指導をするのか、との質疑に対し、

建設業適正取引推進機構の指導の下で、年度内に体制整備を図りたい、との答弁がありました。

次に、2月17日美唄市談合情報マニュアル、入札・契約制度検討委員会の経過について、理事者より報告を受けました。

その後の質疑の主な内容として、今回の美唄市談合情報マニュアルの改正の主なものは何か、の質疑に対し、

入札前、入札後、契約前、契約後に談合情報を把握した場合の具体的な取扱いを定めた。

審査会として談合情報の判断基準を具体的

に明記。談合情報を入手した場合はその都度公取委に通報することを明記した、との答弁。

次に、議会議論や提言がこの談合マニュアルにどのように反映されたのか、との質疑に対し、

議会議論を踏まえて、現行の入札・契約制度のより一層の透明、公平性の確保、公正な競争の促進、適切な施工の確保、不正の排除の徹底の観点から談合対応基準等、改善すべき事項について入札・契約検討委員会で様々な観点から検討する。

その結果、談合対応基準の改正については、今回提示した内容の改善となった、との答弁。

次に、予定価格の事前公表等について、の質疑に対し、

予定価格の事前公表については、引き続き継続する、工事契約等の点検方法については、必要に応じ点検をする、第三者の委員会設置については、今後とも継続検討を加える、との答弁。

次に、公共発注のあり方について、との質疑に対し、

限られた財源の中で行政運営することは競争原理が働くのは当然のことで、公平性、透明性を守らなければいけないが、一方で地域経済にも配慮しなければいけないという難しい部分もある。

なお、地元で調達できるものは、地元で配慮した中で購入等をするが、そこには競争原理も当然働かなければいけない、このことを踏まえて、兼ね合いを十分考慮して行政運営に当たってまいりたい、との答弁。

次に、美唄市談合情報対応マニュアルが建設工事、測量設計、地質調査という工事に限

定されるのか、との質疑に対し、

美唄市談合情報対応マニュアルは、趣旨で記載しているとおり限定列举ということは、あくまでもこういったものに限定してという趣旨のマニュアル。

ただし、談合等を含め入札・契約の問題は工事に限らない問題であるので、それ以外のものについては、基本的な建設工事を主体とした談合情報対応マニュアル、こういった考え方を基本としながら、他の分野についても基本的に検討、対応する、との答弁。

次に、落札率、工事の検定について、との質疑に対し、

落札率 95 が高い、80 は低いと言われているが、結果として落札率は業者が入札の際に入れた結果と判断。

また、余り低い価格で入れると工事に対する品質の低下を招く恐れは当然で、検定に際しては工事のできばえ、資材そのものが基準を満たしているか、そういったものの検定で、特に粗雑な工事についてはいまのところない、との答弁。

次に、落札率を見ることによって一定の判断はできると思う。例えば防衛施設庁の問題で言えば、95、6 というのは 100%談合ありきだという前提で報道されており、いかに談合をやれない仕組みをつくるかが重要だと思うが、そういう方向での努力を今後されるかどうか、との質疑に対し、

入札談合は、最も悪質な独占禁止法違反行為の 1 つと考えている。

また、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムそのものを大きく否定するもの

で、予算の適正な執行を阻害するものから、納税者である市民の利益を損ねる行為と基本的に考えており、結果として長期的に見れば入札談合での業者自身にも何らメリットが生じないものと考えている。そういう中で、市としても入札談合が行われないような環境づくり、起こった場合の対応を含め、これまで種々さまざまな面から検討している。

さらに現時点では行政機関、国、都道府県、他市を含めて入札率をもって談合対応するような具体的な方策を持っているところはなく、あくまでも事実を確認した上で必要な対応をとるという形を今回のマニュアルにおいて明確化している。今後とも必要な対応、対策は講じてまいりたい、との答弁がありました。

次に、3 月 10 日公共調達のあるり方について質疑を行いました。

質疑の主な内容として、市に直接関係する契約ではないが、建設業協会役員が下請業者の労賃不払い問題について市は承知しているか、また、市の指導の考え方について、との質疑に対し、

法令に照らした契約、対応がされているものと考えてるが、基本的には契約の当事者が第一義的に対応すべきと考える。

また指名登録業者ということから、契約で不適切な対応があれば事実関係を明示して法令規則に則り適正な対応に努める、との答弁。

次に、透明性の高い公平性で競争原理が働き、不公正な公正取引にならない、チェック体制が機能するという事で契約課ができたが、現在サブ業務が中心となっており、契約課の現状について、との質疑に対し、

制度上のチェックが中心で問題が生じた時、

より透明性な制度がどうあるべきかということを含めて中心的に契約管財課が事務的な立場で各課と対応しながらまとめていくということで、平成6年にスタートした。

また、契約管財課では現行制度上間違いはないかをチェックし、最終的に指名審査会の事務を司るということで、契約管財課に集中している、との答弁。

次に、賃金と人件費の自由について、との質疑に対し、

賃金については単純労務作業等の業務委託の場合に臨時、嘱託職員の単価を参考に積算。

人件費給料については、業務の内容がある程度専門の場合、市職員の給与の等級等を参考として給料という形で積算した、との答弁。

次に、諸経費が10%、これは何を意味するのか、との質疑に対し、

諸経費の10%は電話代、コピー、連絡等々会社の経費として10%以内を計上するということで積算しており、工業団体の委託は省くことにしているとの答弁。

次に、業務委託の最低限価格、低入札を排除するための制度があるが、この取扱いについて、との質疑に対し、

平成16年4月から業務委託の清掃、警備、施設管理、草刈、除雪の業務分類の入札において最低制限を設定して、現在試行入札にしている、との答弁。

次に、委託料を積算し契約をするが、契約に当たり公正労働について条件の提示をする、その中で例としては公正労働条例、契約条例を市としてルール化する考えはないか、との質疑に対し、

ルール化することは大切と思っているが、

委託というのはその業務は適切にやれるかどうか、そこに働いている人方の公正労働等をいかに守るかの兼ね合いが非常に難しいところもあるので、ルール化に関しては前向きに検討、条令化については調査研究したい、との答弁。

次に、審査会の構成について、との質疑に対し、

美唄市業務委託業者審査会要綱に定めている。委員としては総務部長、市民部長、保健福祉部長、経済部長、水道部長、市立美唄病院事務局長、教育長、消防長の9名で構成。

また、業務が広範囲にわたっているため必要に応じて関係者の出席、説明を聞くこととなっている、との答弁がありました。

次に、9月22日、「建設業協会から独占禁止法の遵守マニュアル報告書」が資料として配布され、入札制度検討委員会の経過及び9月19日、20日にわたる美唄市職員入札妨害容疑経過について、理事者より報告を受けました。

質疑の主な内容として、入札妨害は17年4月の資材搬入道路実施設計と報道されているが、これらの工事概要、工事入札結果について、との質疑に対し、

委託名は美唄市一般廃棄物最終処分場搬入道路実施設計委託、委託場所は東茶志内、入札は平成17年4月14日午前10時大会議室で執行、指名業者5社の内、株式会社未来開発コンサルタントが399万円で落札。落札率89.06%。

次に、逮捕された容疑者の指名審査会等とのかかわりと指名決定にあたっての意思決定のプロセスについて、との質疑に対し、

美唄市建設工事請負業者選定及び指名基準に関する取扱要綱で、建設工事請負業者審査会で審査している、具体的には、建設部で指名案を工事、委託業務ごとに作成されたものが契約管財課で議案のとりまとめを 10 日で行い、その後指名審査委員 6 名で内容を審査している、審査会の構成は会長が助役、委員は総務部長、建設部長、水道部長、経済部長、契約管財課長。との答弁。

次に、実施設計の委託の予算執行課は環境課であるが、監修、検収に関して建設部がかかわった。また実質的な組み立て、予定価格の設定作業も建設部でなされたのか、との質疑に対し、

基本的には予算担当部署が支出負担行為者として最終決定権を持つ。ただし、今回の工事内容について、他の部署へ工事内容を定めて依頼することになるが、その権限として部長が依頼する形になる。との答弁。

次に、職員の人事配置について何か思うところがあるのか。部長職に対する仕事とのコミュニケーション指示が大切であると思うが、その辺の認識について、との質疑に対し、

技術吏員として相当のキャリアと実績を持つ職員と考え配置したところであるが、結果としてこのような容疑を起こしたことに対して任命権者として厳粛に受け止め、深く反省している。

今後職員ともども組織を挙げて再発防止、信頼の回復に努めていく覚悟である、との答弁。

次に、多くの市民に対する釈明、お詫びについてどういう立場でのアクションを考えているのか、との質疑に対し、

マスコミ等で会見をしたところではあるが、今後はまちづくり懇談会で各地区を回る際に、直接市民へ説明とお詫びを申し上げたい。いろんな会合等のあいさつの中でもその点について触れたいと考えている、との答弁。

次に、未来開発コンサルタント、日本技術開発株式会社の過去の実績について、との質疑に対し、

未来開発コンサルタントについては、平成 14 年度にごみ処理基本計画策定業務、15 年度に最終処分場候補地選定業務の 2 件。日本技術開発株式会社については、平成 15 年度に一般廃棄物最終処分場整備事業調査計画策定業務委託、16 年度に一般廃棄物最終処分場整備計画書策定事業業務の 2 件の実績がある。との答弁。

次に、指名審査会における指名業者数について、との質疑に対し、

予定価格の指名業者数という内規により、予定価格が 200 万円未満の場合は 3 社以上、200 万円以上 5,000 万円未満は 5 社以上、5,000 万円以上 1 億 5,000 万円までは 7 社以上、1 億 5,000 万円以上については 9 社以上ということを内規で定めている、との答弁。

次に、3 社なり、5 社なり、7 社以上によりふえた場合の絞込みをどうやっているのか、との質疑に対し、

業者の指名登録に基づいて美唄市が指名をしている。事業、工事ごとの希望というような受付はしていない、との答弁。

次に、原課で決める指名業者の指名の仕方、考え方について、との質疑に対し、

業者の選定については指名基準があり、5,000 万円以上が A ランクの工事になる。A

ランクの工事についてはAランクの業者から選定、Bランクの工事についてはBランクの業者から選定する。ただし、Bランクの工事であってもAランクの業者から指名することもできることになっている。実際にその業者が抱えている工事がたくさんあるような場合には、その業者を指名から外すという場合もあり、もろもろのことを判断した上で業者を選定している。新規の場合には数としては多くはないが、同様の仕事をやったことがあるのかどうか等他市での仕事の設計書や図面等を見て判断するということもあり得る。との答弁。

次に、業者登録はされたものの、市役所の仕事の実績がないと言っていたら、あててもらえない限りいつまでたっても実績がないことになる、指名業者に指名する審査委員会の運用規定をオープンなものにしてやっているというものをつくるべきだと思うがその考えについて、との質疑に対し、

指名基準の運用のあり方については、どこまで細かく作るのが可能なのかを含め制度検討委員会の中で検討したい、との答弁。

次に、今回の入札に関して各社の聞き取り調査というものをやったのか、との質疑に対し、

現時点で業者に対して聞き取り調査するというような規則等は持ち得ていないので、裁判の結果を待って指名停止基準に基づき厳正に対処したいと考えている、との答弁。

次に、談合があった場合の市長の責任はどうなるのか、との質疑に対し、

明らかになった時点で責任を明確にしたい、との答弁。

次に、業者の指名にあたっては組織において内部チェック、内部牽制というものをおこななければならない。そういうようなことを検討したことがあるのか、ないのか、との質疑に対し、

検討委員会では2回、第三者機関による検証、設置について検討している。各他の状況等を把握しつつ、現在検討を続けている、との答弁。

次に、第三者機関という他市の事例があればどういうやり方をしているのか、との質疑に対し、

事後検証ということで、入札方式がどうか、指名選定委員会での議論がどうか、多様な入札方式の改善というのはいくつかあるのか。終わった後の事後の検証とこれからの改善について審査、検証するという内容である、との答弁。

次に、発注機関、発注者責任に対する基本的な認識と対処法について、との質疑に対し、

職員自ら発注者としての法令遵守意識の向上、情報の管理の徹底が基本になる。今後システムそのものを変えるのとあわせて、法令遵守意識を高めるためのマニュアル作り、入札契約にまつわる機密情報の徹底の管理というものを今後検討委員会でさらに考えていかなければならない。今後ともそういうことが発生しないようにあらゆる面から最大限の努力をしていく、との答弁。

次に、官の側からはあり得ないというシステムづくりが必要であると考えているが、その認識について、との質疑に対し、

官からの働きかけがあったということについても発注者の責任は重い、今後、官からの

働きかけや官がかかわるようなことは絶対にないようなシステム作りに努力をしていきたい、との答弁。

次に、任意捜査における証拠物件の提出に至った判断、根拠について、との質疑に対し、

刑事訴訟法第 197 条に基づく任意捜査について、この場合の資料提出については任意提出ということになっている。市役所側も行政執行しているので、支障のない範囲内で捜査に協力するということで提出しているものである。件数としては 55 点ほど任意で提出している、との答弁。

次に、未来開発コンサルタント、日本技術開発株式会社 2 社の落札工事の落札結果について、との質疑に対し、

未来開発コンサルタントの 2 件については、最終処分場の候補地選定委託業務で委託金額が 21 万円、もう 1 件がごみ処理基本計画策定業務委託で 189 万円、との答弁がありました。

次に、12 月 18 日「公共事業発注に関わる地検及び職員の不祥事に対する市長の考え方及び今後の対応について」、「談合事件に関する経過について」、「業者の処分等について」理事者から説明がありました。

市として三鈺造園についての関わりがどうあったのかを調べる気持ちはあるのかないのか、との質疑に対し、

関係者の聞き取りによると、

公共工事発注の事件については特定されていないということで、ことしの 2 月、3 月にそれぞれ 15 万円ずつ受け取って業者に便宜を図られたのではないかという内容を承知している。起訴事実が特定されていないという内容で聞いているが、今後可能であればさら

に事実確認等にも努めてまいりたい、との答弁。

次に、今後の指名競争入札のあり方、指名競争入札をやめるのか、一般競争入札をするのか、市として談合防止に対してどう取り組んでいくのか、罰則強化だけでいいのか、との質疑に対し、

今後入札契約に関する不正行為の排除の徹底、入札契約事務に係る問題点の分析調査を行うとともに、そういったことがおこらない職場作り、職員倫理の向上、業者への指導のあり方等、早急に検討して、具体的な再発防止策をできるだけ早い時期に明らかにしてまいりたい、との答弁。

次に、指名停止の処分の問題、1 年と 2 年の基準の内容について、との質疑に対し、

本市の指名停止基準の第 11、贈賄不正行為に基づく措置基準の中の贈賄、この中で代表者が逮捕された場合には 12 カ月以上、24 カ月以内ということで、未来開発については最長の 24 カ月、三鈺造園については、同じ基準で使用人が逮捕されたということで、6 カ月以上 12 カ月以内ということで最長の 12 カ月をそれぞれ指名停止とした、との答弁。

次に、逮捕されたのは贈賄で代表者ではない、だから半分になるということだが、代表者でなくても美唄事業所の代表者であることには変わらない。美唄市の代表、責任者という立場で議論の重きをそこに置かなくてはならないのではないか、との質疑に対し、

指名停止基準というのは北海道に準じた形で 12 カ月を 24 カ月ということで指名停止基準の強化を図ったところである。本市の登録については支店、営業所ということで登録は

されていない。三鈺造園土木は札幌本社という位置づけがされているので、会社の方では使用人ということなので、代表者と使用者という違いが基準でそういうことになる、との答弁。

次に、談合を無くすためにこうすればよくなるという市長自身の考えはあるのか、との質疑に対し、

指名審査会等について詳細に検討しているが、電子入札制度や一般競争入札制度の導入等先進地の事例を参考に十分検討するよう指示しているところである、との答弁。

次に、指名競争入札を外すという考えはないのか。そういう議論をしたことはないのか、との質疑に対し、

どの制度をとってもプラス面とマイナス面がある、検討委員会の中でも、どういう方法があるのか検討している、その中では指名競争入札よりも一般競争入札の方がより精度が高いだろうという議論は何度もあった、ただ、一般競争入札になれば基本的には全国一区ということになり、パイが少なくなったときにはなりふり構わず来るということ、地元経済がパンクし弱肉強食が確実に進むという部分もある、これらを考えて検討委員会内部で議論検討している。との答弁。

次に、元商工交流部長は平成 13 年からどこの部署にいたのか、との質疑に対し、

平成 11 年 4 月 1 日付けで建設部管理用地課長、平成 15 年 4 月 1 日付けで区画整理担当の建設部参事官、平成 17 年 4 月 1 日で建設部長、平成 18 年 4 月 1 日で商工交流部長、との答弁。

次に、9 月の元部長の逮捕以降、落札はし

たけれども契約していいものなのかどうかというような躊躇な危惧があってもよかったのではないかと。もっと慎重であるべきではなかったのか、との質疑に対し、

三鈺造園土木がこのような事件に関与しているということは 11 月 17 日の逮捕という事実をもって確認したところであり、元部長が逮捕された段階で、業者を特定するようなことはできなかった、との答弁。

次に、今回の事件に関して任命権者である市長の責任はきわめて重い、信頼回復のための手だてが示されなければならないし、入札に関わる改善策を急ぐということについては時期を明示した方がいいのではないかと、との質疑に対し、

今回の事件は職員の一部の問題としてではなく、組織全体の問題として受け止め、不祥事の防止と市民の信頼回復に不退転の決意で取り組むとともに、入札に関する不正行為の排除の徹底を図るため、発注者としての責任を再自覚して早急な時期に見直しを図れるよう努めてまいりたい、との答弁。

次に、三鈺造園という会社の実態について、との質疑に対し、

登録については本社登録になっているので、工事に関しては美唄営業所との契約にはなっていない、登録に関しては土木・造園・とび土工の 3 業種で建設工事の登録がされている、土木は B 登録、造園は格付けを行っていない、とび土工については B の格付けになっている、との答弁。

次に、今回の事件に対する今後の見通しについて、との質疑に対し、

今回の事件に関しては 3 つの起訴があり、

裁判が始まっている。基本的には検察側からは事件に関する経過、起訴事実、今後の見通し等の説明はない。一方的に説明を求められて、それに対応するというのが現実。今後公判等の推移を見ながら事実経過の確認をしていきたい。基本的には向こうの流れを受けていくという形で、今回の３回目の逮捕で一連の事件が終息したという認識は持っていない、との答弁。

次に、入札制度改革に関し市長自身の強い意思と方向を示す責任があると思う。美唄建設業協会に関わる事務局長の配置については断ち切るべきだ。手持ち工事を勘案するということは官側の割り付けにつながる。談合情報が寄せられた場合で、談合の事実が確認されない場合であっても、業者の差し替え、入札のし直しという姿勢を談合マニュアルの中につけるべきである。総合評価型入札の導入。公契約条例の制定について、との質疑に対し、

指名の関係については自分の考え方も取り入れて改善策を講じていきたい。建設業協会のOBの配置については消極的に考えており、消極的な立場で話し合いを続けていきたい。手持ち工事等の判断については、今後の指名の基準の見直しをする中で、公平性、公正性が保てるように検討したい。談合防止マニュアルの談合の事実が確認されなかった場合、入札のやり直し等については今後さらに研究、検討したい。総合評価型入札については評価する人間が市内外にいるのか、指名よりも難しい部分もあるので、慎重に対応してまいりたい。公契約条例については、この条例の内容について調査、今後検討させていただきたい、との答弁がありました。

以上の経過から、本委員会として、入札制度や服務規律のあり方等を厳しく見直すこと、法令の遵守や公務員倫理の徹底等職員の意識改革を一層進め、事件の再発防止と市民への市政に対する信頼回復に努められるよう要望し、契約問題等調査特別委員会の中間報告といたします。

●議長長岡正勝君 次に、議案第 14 号ないし議案第 27 号の以上 14 件について、谷村総務委員長。

●総務委員会委員長谷村孝一議員(登壇) ただいま議題となりました議案第 14 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、議案第 15 号美唄市副市長定数条例制定の件、議案第 16 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第 17 号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第 18 号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第 19 号美唄市収入役事務兼掌条例廃止の件、議案第 20 号美唄市公共施設整備基金条例廃止の件、議案第 21 号美唄市土地開発基金条例廃止の件、議案第 22 号美唄市ふるさと創生基金条例廃止の件、議案第 23 号アルテピアッツァ 美唄条例の一部改正の件、議案第 24 号特殊学校就学援助に関する条例廃止の件、議案第 25 号美唄市消防賞じゅつ金条例の一部改正の件、議案第 26 号美唄市火災予防条例の一部改正の件及び議案第 27 号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件の以上 14 件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月12日に委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第14号について申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律が施行、原則として19年の4月1日と、「原則」という表現をされたが、原則でないものもあるのか。また、これは助役から副市長と名前が変わったということで中身は変わらないのか。なぜ副市長となったのか、との質疑に対し、

原則という言葉の意味合いは監査員の規定については「公布の日」からということになっているため、「副市長」となった経過については平成18年6月7日地方自治法の一部改正する法律が公布され、原則として19年4月1日から施行されることとなったもの。

とりわけ助役制度、収入役制度、吏員制度に関する改正についてはすべての地方自治体に対しトップマネジメント体制の見直しを求める内容となっている。このことから地方自治制度の弾力化ということで、特にトップマネジメントを強化するという観点から、そういう趣旨をもって助役から副市長に名称が変わったものと理解している、との答弁。

監査委員については公布の日から施行、これは内容が変わらないから正しくは早めの段階で手直しをしなければならないものだったのか、美唄市として条例を手直しする時期がこれでよかったのか。また、トップマネジメント体制について具体的なものはどのようなものが予測されるのか、との質疑に対し、

本来であれば直近の議会で提案しなければならなかったが、監査委員の条例については

現状で問題はないということで今回一括して提案するも。副市長については副市長の職務として長の命を受け政策、企画を司ること。並びに長の権限の一部について委任を受け、その事務を執行することとする規定が今回改正となっている。

従来助役は長の補佐役として原則1人置くこととされていたが、市町村における自立性の観点から、長のトップマネジメント体制は市町村の実情にあわせてみずから構築することが望ましいものであるため、改正がなされたもの。との答弁。

次に、議案第15について質疑はありませんでした。

次に、議案第16号について申し上げます。期末手当の扱いについては、普通会計31億円余りの人件費をどうしていくかということの一部として捉えた場合、自立推進計画では平成22年までに3億円落とそうとする計画が総体の人件費をどうしていくのかという見通しを持ったものでなければならない。どのように押えられて、今後どのようにされていくのか。実際問題として特別職全体に影響してくるものなのか、との質疑に対し、

一般職については地方公務員法に基づいて情勢の適用の原則、国の人事院勧告等に基づいて必要に応じて見直しをするという考え方、特別職の報酬については報酬審議会等もあり、市長自らということもあるし、一般職と特別職の報酬審は関連はあるものの、対応しないという考え方。

説明者責任という観点から、月額の基本給なり、報酬が括弧付きでなくて基本的に明確にすべきであるという趣旨から、基本給の月

額給与の改正、特別職の報酬も括弧付きで改正すべきでないということから必要な改正を行ったもの。基本給、月額報酬を変えることによって、退職金に影響するということも含めてそういう前提で市民にわかりやすくということやってきた。との答弁。

次に、議案第 17 号について申し上げます。全会計で 3 億 5,000 万円超の影響ということが出ている。今回の削減というものは 1 つは国の制度改正、1 つは独自要素ということだが、給与改定に伴う部分の影響というのは、国は激減緩和の措置というものを設けているが、国に準じた給与改定を行えば、会計別の影響額は幾らになるのか。3 億 5,000 万円からの大幅な減額というものが過去にあったのか、との質疑に対し、

国においては 18 年度から今回の給料表の改訂になっており、17 年末時点での給与を現給保障するという事で進めているが、市においては厳しい財政状況から現給保障できないということで、今回の給与改定になっている部分で進めていきたいと考えている。給与保障した場合は削減効果というものは出ない。過去における独自削減の状況については、昨年においては期末手当、管理職においては一カ月削減、それ以外の職員については 0.8 カ月の削減、それ以前においては 2 年間続けて 15 年、16 年給与月額 1 % から 3 % の改定、期末手当 0.45 カ月分の削減で全会計で 1 億円程度の削減となっている。4 年連続での独自削減となる、との答弁。

一時金の削減は来年も続くのか。ことしの予算を考えても交付税が大幅に落ち込んだわけではない。今回減ずる部分は降ってわいた

ような災害だ。だからこれは戻すという基本ですむと思うがどう考えているのか、との質疑に対し、

国公に準拠することを基本としながら、地域住民の理解を得ながら進めていきたい。病院問題という大きな問題は抱えている。財政状況については過去の蓄積で市民サービスの低下を招かない一定のサービスの確保を図ってきた。限られた財源の中でやってきた長い歴史の中で、厳しい財政状況に陥っていると認識している。

いまの時点で是正する、確約するという事は非常に難しいのではないかと考えている。大きな問題は抱えているけれども、そういう方向に向かって努力はしていきたい、との答弁。

次に、議案第 18 号について申し上げます。存続した勤務手当の中には待機性のある救急手当は類似する業務がある。この業務については直ちにそれを適用すべきだ。実態を把握して職員間の格差がないように対象とすべきものは対象とする、そうすべきと思うが、との質疑に対し、

今回提案した以外のものは、今後とも労使間の継続協議ということになっている。指摘の部分は看護師の待機のことと思うが、そういった問題含めていま病院問題が統合という形でさまざまな制度等の改変が予定されている。そういった中で早急に勤務実態を踏まえながら適切に対応したい、との答弁。

車両整備業務手当について、との質疑に対し、

車両整備については臨時職員で対応している。新年度から車両整備を行う職員について

は、嘱託職員を募集している。新年度においては、車両整備業務本来の業務ということで見合った給料の設定ということで考えており、今後車両整備業務手当を支給する考えはない、との答弁。

次に、議案第 19 号について申し上げます。助役が業務の兼掌をやっていたが、4 月以降どんなふうになるのか。どんな立場の方が会計管理者となるのか。元々収入役がいたころはそれなりの身分保障、特別職という扱い、どんな認識でどう対応されようとしているのか、との質疑に対し、

会計管理者ということで一般行政職から置くという法律改正、各市とも一般行政職からもってくるというところもあるし、特別職待遇でもってくるところもある。本市の場合は現在会計課長がいて、補佐がいてという縦ラインをもっているが、会計管理者が会計課長で取り扱いをするというところもある。内部では課長レベルで行っていくのか、次長レベルにもっていくのか、取り扱いが兼務かということで、あとは身分的にどうもって行くのか、現段階では検討中である、との答弁。

次に、議案第 20 号について申し上げます。火葬場の整備資金ということで、目的が達せられたということだが、今日までこの基金が引き続き積み立てられてきたという理由はどのようなことだったのか、との質疑に対し、

公共施設整備基金という名称で、第 1 条の設置目的、美唄市火葬場ということで用途を限定した基金。議会議論を踏まえて設置してきた。平成 14 年度に整備事業が終了しているので、15 年度直ちに基金の廃止をしなければならぬということであったが、その後こ

の基金を火葬場という括弧書きを取って残すべきなのか、廃止すべきなのかということで時間はかかったが、今回他の基金とあわせて廃止するとの結論に至ったもの。との答弁。

これからの公の施設の維持補修をどのようにしていくのかということは、課題として引き続き残る。今後の建物の維持・補修にどういう考えで臨むのか、との質疑に対し、

交流拠点施設の基金あるいはアルテピアッツァ整備基金等の特定の基金等もあるが、今後その他の施設の適切な維持管理に、これから基金をつくるかどうかもあるが、交付税算入のある有利な起債等もあるので、そのいうものも含めて、一定程度の施設の整備、維持補修費を適正に確保していきたい、との答弁。

次に、議案第 21 号について申し上げます。貸付金の名目として 4 億 7,000 万円、17 年度末にあるが、これは一般会計が先行取得のためにその資金を土地開発基金から借りるという理屈で借りている。現在現金なり土地で持っている貸付に関わって、土地の取得というのはすべて行政財産。名目は先行取得のために借りているということだが、それぞれ行政財産におきかえて管理しているということなのか、との質疑に対し、

貸付金 4 億 7,000 万円、過去に一般会計で借入れをおこなっている。その年その年毎に借入れをしているが、主に債務負担などで年次償還をしているそういう財源などに借入れる目的で、最終的に予算の段階で当初予算措置をしている、との答弁。

今後の先行取得というものはあり得ると思う。いくらこういう状況でも、その場合はどう対応するのか、との質疑に対し、

今後の公共用地の先行取得用地の先行取得等、これまで活用してきた経過がある。今後先行用地取得は整備が進んだという意味合いで、将来的には減ってくるだろうと考えている。もし必要な場合は土地開発公社で対応していきたい。の答弁。

次に、議案第 22 号について申し上げます。目的の趣旨に添った寄付ということなのか、それらはどれぐらいあるのか、文化基金へ積み替えるということで寄付者の寄付の目的なり、浄財の矛盾はこないのか、との質疑に対し、

平成 2 年度の活用事業で払い出した以降、合計で利息を加え 32 万 7,000 円程度の現在高となっている。寄付の趣旨については地域の活性化、地域振興ということではいただいていたもの。今回条例を廃止することによってふるさと創生基金の目的として積み立てていた寄付については人材育成、地域文化振興に充てていたところもあるので、その趣旨に損なわないように類似した基金への積み替えということで、文化基金へと積み替えするものがあります。との答弁。

主旨が損なわれないというのが前提だと思うが、寄付者に対しては扱いについてしっかり伝えてフォローをしっかりとしてほしい、との質疑に対し、

寄付者に対して十分説明をして趣旨の目的に違わないような活動にしていきたい、との答弁。

次に、議案第 23 号について申し上げます。新たにできた体験工房は指定管理者で、料金収入で維持管理ができるように押えているのか、料金設定に当たっての根拠、考え方、料

金設定の基本的な考え方は、との質疑に対して、

体験工房と併設した喫茶コーナーは、アルテピアッツァ全体の付帯施設として、従前の NPO 法人へ委託、指定管理をしていただくこととしている。基本的には工房の利用料は設定しているので、その収入と喫茶コーナーでの収入を合わせて、施設全体の維持管理を行いたいと考えている、との答弁。

個人使用というのは入館料みたいな位置づけなのか。従来個人で行ったときは自由に見物できてお金がかからなかった。今度できた体験工房は何らかの形でお金を払うということになるのか、との質疑に対し、

体験工房は専用使用と個人使用に分けていて、個人使用については、施設を見る限りにおいてはいままでどおり無料、工房の中に入って創作活動をしたり、個人で使用する場合は 1 時間あたりの使用料は今回設定している、との答弁。

次に、議案第 24 号について申し上げます。月額 1,000 円でここ数年利用がないということだったが、月額 1,000 円という金額だったから利用がなかったのではないかと周知しているのか。こういう制度があるということがわからなかったのではないかと、との質疑に対し、

月額 1,000 円については昭和 27 年制定当時から変わっていないという経過があり、周知等については十分でない部分も事実としてあったのかもしれない。全道的に見ても極めて少ない状況との答弁。

次に、議案第 25 号について質疑はありませんでした。

次に、議案第 26 号について申し上げます。設置免除に関する事項が規定されるということだが、従来は免除規定がなかったものを免除規定ができたということなのか、との質疑に対し、

従来から免除規定はあった。通常用いられる消防設備に代えて、新たに共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備を付けることによって免除となる、との答弁。

防災警報器に関しては家主なのか店子なのかどちらでもいいようなことだったが、相談があった場合の行政指導をどうするのか。あいまいにしておくことによるトラブルが出てくる気がする、そういうことを指導すべきと思うが、との質疑に対し、

まだ 4 年間近くの猶予期間がある。アパート等についても設置の指導はしているが、どちらという指導はまだしていないのが現状である。所有者が設置するのは当然だと考えているので、今後は所有者の方に防災警報器、住宅用火災警報器の設置について指導していく、との答弁。

次に、議案第 27 号については、質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 14 号ないし議案第 16 号、議案第 19 号ないし 27 号以上 12 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 17 号及び議案第 18 号の以上 2 件については異議がありましたので起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま

すようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第 28 号及び議案第 29 号の以上 2 件について、矢部民生委員長。

●民生委員会委員長矢部正義議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第 28 号美唄市医療費助成条例の一部改正の件及び議案第 29 号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件の以上 2 件について、民生員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 12 日委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第 28 号の審査における質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

これは特別支援学校という文言整理で、これによって今後予定される改正はいろんなものが出てくると思うが、順次そういったものを直すと考えているのか、との質疑に対し、

関係するものが出てきた場合、その都度やっていく考え方と、ある程度まとめてやる、どちらがいいか調べながら一括して検討していきたい。との答弁がありました。

次に、議案第 29 号の審査における質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

初めに、新しい条例で 4 つに区分されることになるが、それぞれの分野に入る世帯数はどの程度か、との質疑に対し、

平成 19 年度の利用世帯数の見込みは 260 世帯、このうち生活保護世帯は 10 世帯、収入 80 万円以下の市民税非課税世帯は 157 世帯、市民税非課税で収入が 80 万円以上の世帯は 28 世帯。上記以外の世帯は 65 世帯を見込んだところである。との答弁。

次に、いままでの区分より1段階ふえることで負担がふえてくることになると思うが、今回の区分けに至った経過は、との質疑に対し、

平成13年に事業を開始してからこととして6シーズン目になるが、生活保護世帯と市民税非課税世帯、市民税課税世帯の3つに分けて実施してきた。市民税非課税世帯については税制改正でも0円から149万円まで広い範囲で含まれ、また、介護保険制度改正が18年4月から低所得者区分について細分化する見直しがされ、これと同じ考え方で低所得者の部分を2区分にしようとする考え方である、との答弁。

次に、据え置き部分が約9割、引き上げになる部分が36%ということで3分の1程度については引き上げとなる。料金設定の部分とあわせて利用者の声はどのようなものがあつたのか、との質疑に対し、

利用者の声については17年度の間口除雪の申請とあわせてアンケートをとった。回答者は111名、アンケートの結果として現在の金額については普通だと思われる方が84人で75%、高いと思われる方が約10%、安いと思われる方も10%という状況であつた。この時点の単価設定としては理解をいただいているものと思っている。一方、利用者数については当初108世帯で始めたが、平成17年度は226世帯、平成18年度は230世帯と増加傾向にあるということ、19年度については、周辺部分についてもサービスを届ける必要があり拡大する考え方を持っている。負担額については発注額の2分の1ないし4分の1のうちだったが、当初13年度の発注額と比較して

18年度で15%ほど上がっている状況であり、事業の継続のために一定の見直しとして相応の負担をいただき、低所得者に配慮しつつ2割増加させていただく見直しをしようとする考え方にたつたものである、との答弁。

次に、平成13年度から5年間の各年度の対象世帯数、平成19年度から農村地域等を拡大する考え方が示されたが、拡大世帯数とその考え方について、との質疑に対し、

平成13年度は108世帯、平成14年度は131世帯、平成15年度は162世帯、平成16年度は195世帯、平成17年度は226世帯、平成18年度は230世帯である。また、拡大を予定している世帯数としては20件、これまでは農村地区を中心にサービスが届かない部分があり、17年度から道路愛護組合などの取り組みを参考にしたり、高齢者台帳の中から気になると思われるお年寄りで抽出した方について、新たに当初予算として計上したとの答弁。

次に、利用申込をし実施後に滞納する世帯の実情、またシーズン後に除雪が必要になった場合の対応について、との質疑に対し、

間口除雪の申請は約40日の受付期間を設け、その後約20日利用者の決定と利用者負担を納めていただく期間を設定し、基本的には納付を確認して実施する。予約契約型の事業という形で実施している。期間外については制度的な対応についてある程度限定的な部分でご理解をいただき、状況によっては自己発注ということで対応してきたところである。との答弁。

次に、負担金の徴収について地域別の対象世帯について、との質疑に対し、

18年度の例で市内を4工区に分けており、

1 工区は東 5 条通あたりから東 8 条ぐらいまでと我路・盤の沢等東側については 47 件、2 工区はまちの中の東の部分と西の部分で 52 件、3 工区はまちの東南と西南の部分で 44 件、4 工区は南美唄全域で 87 件、このほか峰延、茶志内等も一部加えており、全体で 280 件である。これにかかる総額費用が 954 万円、利用者負担が 287 万円でその差額が市費である。との答弁。

次に、新たに 20 世帯程度を拡大し、それを農事組合なりにとの考えを持っているということだが、この 20 世帯はどういう形で分かれているのか、との質疑に対し、

峰樺あるいは峰延の公園、光珠内、豊葦、進徳、西美唄、一心、沼の内、茶志内、中村、北美唄等々各地域的には偏らずに散在されている状況である。との答弁。

次に、この事業は美唄独自の施策であり、料金設定も独自のものが出せると思うが、新しい農村地域の 20 世帯の間口については除雪の道路からかなり中に入ると思うが、住宅の前まで除雪する考えでいるのか、従来どおり間口で除雪された部分だけ除く考えなのか、との質疑に対し、

間口除雪の考え方についてはこれまでと同様の形で、間口に残された部分の 2.7 メートルの部分について実施しようと思っている。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 28 号及び議案第 29 号の以上 2 件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 委員長報告の途中ですが、ここで 3 時 10 分まで休憩いたします。

午後 2 時 5 8 分 休憩

午後 3 時 1 1 分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

委員長報告を続けます。

議案第 30 号について、内馬場美唄市まちづくり基本条例審査特別委員長。

●美唄市まちづくり基本条例審査特別委員会委員長内馬場克康議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 30 号美唄市まちづくり基本条例制定の件について、美唄市まちづくり基本条例審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 13 日及び 3 月 23 日の 2 日間委員会を招集して審査いたしました。

審査における質疑答弁のうち主なものを申し上げます。

まず初めに、他市と条例と比較して、美唄市の特徴について私たちの自治検討委員会の最終報告書から条例（案）までの変更ポイント及びこの条例の制定により、事業や計画を

決める場合、いままでとどう変わるか、との質疑に対し、

私たちの自治検討委員会の中で美唄市の課題を整理した上で協議してきており、特徴としては市民憲章や都市宣言を条例に取り込むべきとの意見があり、これを踏まえて「市民憲章」「青少年健全育成都市宣言」「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神を取り込んでいる。特に子どもたちに関する規定については、まちづくりに参加する権利だけでなく、昨今の子どもたちを取り巻く事件、事故を鑑み、安全で健やかに育つ権利について触れた。

変更ポイントとしては市長の宣誓について、検討委員会では市長のみだったが、条例案では副市長、教育長など常勤の特別職にも準用することとした。また、参画・協働について、参画の形態として、第31条第2項を追加している。

情報公開や市民参加についてはこれまですでに取り組んできており、実践に基づくものとする。今後は系統立ててさらに充実する必要がある。

条例を制定してどう変わるかについては、第30条、第31条で重要な計画や条例の改廃については、パブリックコメントを必ずはさむことで、市民の意見を聞いた上でつくることとなる。との答弁。

次に、基本条例の中で条例・規則の体系化を図ることとなっているが、定めているもの、これから定めるものなど整理したものがあるか、との質疑に対し、

情報公開条例や個人情報保護条例、行政手続条例についてはすでに制定済みであり、北海道では行政基本条例に基づき分野別の基本

条例を制定しており、本市においても個別条例と基本条例の間をつなぐ条例が理想と考え、順次整備していきたい。

また、パブリックコメントについては早急に整備が必要と考えている。将来の課題として男女共同参画、子どもの権利、行政評価などに関する条例が想定される。との答弁。

次に、住民投票については常設型の住民投票条例制定の考えはあるか、また公益通報について条例をつくらないのか、との質疑に対し、

住民投票条例は事案に応じて個別条例とすることとし、常設型は考えていない。公益通報について、国のガイドラインでは「内部規程を作り公表すること」とされている。条例か規則になるかは決まっていないが検討中であり、どのような条例が必要か検討した上で整理していきたいとの答弁。

次に、住民投票条例ひとつとっても、制度ができて先が見えない。市民も50分の1以上の署名で直接請求できる。基本条例が市民参加などを進めていくためにどうかかわるのか。基本条例ができることで何かかわるのか。総合計画や評価など市民、議会がどうかかわるのか、との質疑に対し、

市に義務づけられた市政情報の提供や財政情報の充実などにより、市民参加が促進され、市民の声がより反映されることとなると考えている。

住民投票の発議については、地方自治法の中で規定されていることから、重複しないよう規定の整理を行った。

総合計画についてはこれまでの作成の考え方は基本条例の考え方と同じであり、大きく

変わるものではないと考え、基本条例における参画の促進の規定により、制度的に保障されたものと考えている。との答弁。

次に、市民の意識をどのように変えていくのか、何をどう変えないと仕事ができないのかなど目に見える形にする必要がある。まず市職員が変わることが必要であり、多くの市民はそれを見て動くという流れになるのではないか、との質疑に対し、

市では「自立と協働のまちづくり」を進めている。協働には情報公開と市民参加が必要である。市民の権利を保障するために行政が行わなければならないことを明文化した。制度をつくっても意識が変わらなければ意味がなく、特に職員の意識を変える必要があり、この条例の策定過程でも職員と市民がともに作り上げてきた。今後とも市民との協働作業を通じて積み上げていく必要がある。との答弁。

次に、具体的な例示がなければ条例をつくっても魂が入らないのでは、との質疑に対し、

基礎的自治体は市民と密着した中ですべての政策を作っている。地方分権により自己決定・自己責任の流れがあり、第28条の政策法務についても条例の解釈を道や国に聞くのではなく、住民の視点に立って行政の運用、執行をしていかななくてはならない。

今回の条例の策定過程がまさに協働の形ででき上がったものであり、具体的な取り組みを記載した協働の指針をつくり、昨年のもちづくり懇談会の中で基本条例の説明とあわせて行っている。また、19年度より職員の地域応援チームを導入し、地域の課題解決に取り組むことにしている。との答弁。

次に、美唄をつくり変えるつもりで市民参加や協働に取り組む必要がある。職員や市民が立ち上がる思想が必要ではないか、との質疑に対し、

これからの美唄、歴史・文化を継承し、自立と協働のまちづくりをしたい。との答弁。

次に、第3条の最高規範性についてどうやって職員・市民に伝えていくのか、との質疑に対し、

最高規範性は形式的に条例を区別し、自立したまちの憲法と位置づけるため、財政運営やまちづくりの基本を規定している。条例制定後は周知機関を設け、市民や職員に対して周知に努めたい。との答弁。

次に、解説しても文書だけでは市民に伝わらない。実際に行動、体験してもらいながら伝わっていくもの。だから運動論が大切。まちづくりの道標をつくるべきと質問したときに、市長はそれがまちづくりの基本条例であると答弁した。職員が基本条例の意味をつかんでこそ道標と言える。それぐらい熟知して仕事の基本とすべき。実践することをもっと考えてもらいたい、との質疑に対し、

職員、市民を含めていきなす条例とするために、条例の内容だけではなく、実践を通じて条例がいかに重要化を考え、地域応援のためにより地域に入り、市民とともにまちづくりを進めていく、市から情報提供を行うだけではなく、市民から情報提供してもらえるよう取り組んでいく、との答弁。

次に、環境について基本条例では余り取り上げられていない。ごみ問題、減量化や有料化、不法投棄なども重要な問題ではないか、との質疑に対し、

環境については第6条に「自然との共生」という形で盛り込んでおり、循環型社会の実現など、市民憲章の主旨を入れた。また第11条の市民の義務中応分の負担とあるが、ごみ問題、分別、不法投棄をしないという考え方が含まれている。これに関連する条例として「美しいまちづくりの環境条例（仮称）」を策定することとしており、その中でポイ捨て禁止などを規定する予定である。との答弁。

次に、市民意識がついてこないと憲法がいきいてこない。市民参加が強調されないと制定しても条例どおりにならないと思うが、将来の美唄を考えたときに必要な条例、いきいたものにするための考え方について、との質疑に対し、

生きた条例として運用するため、市民説明会はもちろんごみの問題を含め、職員が率先して実践していくことが大切であるとする。との答弁。

次に、最高規範性について法的な拘束力があるのか、との質疑に対し、

基本条例は総合条例としてほかの条例を体系化するもの、既存の条例をどう位置づけて運用していくかは今後整理していくものも出てくるので、体系化に努めたい。

第3条でこの条例は市の条例の最上位に位置づけられるもので、法的拘束力ということではないと考えるが、理念的に明記したものである。との答弁。

次に、市民の義務について、「応分の負担」という文言は問題があると思う。税や使用料などの負担は条例に基づいているものであり、「応分の負担」の文言は必要ないとする。また、解説の中で防災活動の参加についても

記述がありこれも市民の義務となると問題があるのではないか、との質疑に対し、

権利に対しての義務規定であり、他者から強制されるものではなく市民の心構えとして規定している。検討委員会の中で標記については時間をかけて議論してきた。委員からも「役割」や「責務」では弱いので「義務」とすべきであるという意見があった。市民自らがやるべきことをやるということを宣言する意味合いがあり、この検討結果を尊重し「義務」とした。との答弁。

次に、市民懇談会の参加者は14カ所127名とのことであったが、余り多い人数だとは思わない。条例の内容について時間をかけて説明することが大事だと思うが、その考え方について、との質疑に対し、

条例制定後周知期間を設けており、この間に市の広報紙、ホームページはもとより、市民向けパンフレットを作成して配布するほか、将来のまちづくりを担う小中学生向けに平易な資料を作成する。また、出前講座についても実施し、条例制定後もこのような取り組みを継続していきたい。との答弁。

次に、第11条の市民の義務の標記について違和感がある。心構えと説明を受けたが、条文として義務となっているのでそう解釈できないのではないか。また、この中で「公共の利益を念頭においてみずからの発言と行動に責任をもつ」というのは、自由な議論ができなくなるような気がするので表現を直す必要があるのではないか。

「市民の義務」については「市民の心構え」などとした方がよいと思う。同様に、「公共の利益を念頭において」も削除した方がよいの

ではないか。行政サービスの応分の負担については市民の心構えとして認識するのが必要だと思うが、考え方について、との質疑に対し、

第 11 条の表現については自治検討委員会の中で議論してきた。議論の中で市民自らやるべきことはやるという意味で「義務」とした。最終報告書でも「義務」となっており、その議論を尊重した。第 2 項、第 3 項については憲法での国民の権利と義務の規定を意識して条文を整理した。

次に、「協働」という言葉も行政から役割を押し付けられるという市民の意見もあったという説明があった。受け止める市民側が「やらなければならない」ということでは、条例の考え方がいきてこないのではないのか。多くの市民はいい条例ができたと思わないといけないのではないのか。検討委員会の委員も議論を重ねていくうちに、市の立場に立った意見になったのではないのかと思うが、1 人の市民として参加して考えを出したのはいいいが、考え直すことはできないのか、との質疑に対し、

第 11 条第 2 項の「公共の利益」も含めて検討委員会、地区懇談会、パブリックコメントを受けて整理し、この内容で提案しており、審議をお願いしている。との答弁。

次に、前文について美唄の歴史は明治からとなっているが、先住民族がいたのではないのかと思うが、その部分の記載はどうか。総則について政策方針を 2 年とするのはいかなものか。これらは前文で整理すべきではないか。また、理念は市政運営に当たってのものと考え、平和の希求や人権の尊重は前文

で記載すべきと考える。協働のまちづくりについて、主権者である市民が市民の付託を受けた市長、市議会と対等になれるのか、本来まちづくりとしてあいられないのでは、表現としては連携協力ではないかと考える。市民の義務で「公共の利益を念頭において、発言と行動に責任を持つ」とあるが、行動や発言が公共の利益により制限されるとすればおかしいと思う。

コミュニティは自主的な活動であって、その延長線上に市政とのかかわりが出てくるのではないのかと思うが、その考え方について、との質疑に対し、

前文で市の歴史に触れており、過去の開拓や相互扶助の考え方を記載している。先住民の方たちについては「美唄」という名称も、先住民の方たちの言葉からきており、市内に地名としても残っている。私たちはそのような中で暮らしており、それを含めて先人の労苦をたたえるべきと考える。

まちづくりの理念については将来にわたり変わることはない、まちづくりに関する基本的、根本的な考え方であり、基本的、根本的な考え方であり、基本原則ではそれをさらに具体化するものとなっており、これらをもとにまちづくりのルールの方針とすることに意味があると思う。

協働のまちづくりについては第 2 条の各々の役割を踏まえた上で相互に補完し、協力することが大切と考え規定した。

第 11 条第 2 項で、「まちづくりに当たって」として限定的に規定している。まちづくりに当たっては個人的な利益ではなく、全体の利益を考えて行うものとする。日常のプライ

ベートライフを規制するものではない。

コミュニティについては強制するものではなく、地域社会の担い手として、自主的な活動を尊重するものとしている。との答弁。

次に、公共の利益を前提として考えると自由な意見が出ない。自由な意見の中から施策が生まれるのではないかと思う。

第 24 条について総合計画は実施計画まで含めるべきと思う。製作や事業は「総合計画に基づき行う」という文言を挿入すべきと思う。評価に基づく進行管理を行うのであれば、事業まで含めた実施計画が必要と考える。

第 30 条について市民が参加するのは「策定、実施、評価」となっているが、「策定、実施、評価、見直し」にすべきではないか。また第 34 条の「住民投票」は「市民投票」にすべき。また「投票結果を尊重する」と加えるべき。発議の規定について自治法との重複を避けたとの答弁であり、条例を見ると市長の発議が強調されている。議会や市民もできることであり、重複してもよいのではないか。遠軽町のように常設型の条例が必要ではないか、との質疑に対し、

「公共の利益を念頭に」という部分を含めて、検討委員会で整理し、それを尊重したものである。

市の事業は、総合計画に基づき行われるべきものという考え方は、市も同様。しかし、総合計画にすべて書き込めるかは技術的な問題もあり、個別計画や事業方針などで定め、また実施計画については、本市では実施計画を策定せず、事務事業評価で進行管理をしており、条例では基本構想、基本計画にとどめている。評価については 26 条に規定しており、

政策、施策、事務事業の各段階で評価し、公表することとしている。

第 30 条での「見直し」に関しては、評価に含まれるものと考え、第 34 条の住民投票については検討委員会の論議に基づき「住民投票」とした。

発議権については、他市の例では自治法の規定をそのまま入れている例もあるが、現在住民投票の事案がないことや、過去に経験がないことから、常設型の条例をつくるのではなく、事案に応じて条例をつくり投票を行うべきものとの検討結果を尊重した。

また、当然住民投票を行うに当たっては、その結果を尊重すべきものであり、個別条例を制定する中に入ることになると考える。との答弁。

次に、常設型の条例の必要性についてどう考えているのか、市民が直接参加できる上からも条例をつくるべきではないか。

総合計画について当初の内容が大幅に変更になった場合、そのままどうするかについては市民参加が必要なのではないか、との質疑に対し、

「住民投票」や「市民投票」の名称は自治体により異なる。言葉として一般的な「住民投票」とした。意思決定機関は議会であり、住民投票は大事だが、執行側の原案を補完するという考えで位置づけをしていることから、市長のみとしている。

総合計画についてつくる段階、執行、評価の各段階に市民が入ることが大事であり、基本構想をいかに位置づけるか、後期計画では数値目標をつくり、事務事業評価の中で進行管理をしていきたい。との答弁。

次に、市民主体の市政、協働について市民も考えているが、市長、議会も本気だと伝わらない。

第33条「安全・安心の確保」の中で「防衛策」という文言は、これまでにないものであり、条文の構成として行政の役割が先に来るべきではないか、との質疑に対し、

この条例は市民の力を借り、ゼロベースからつくり上げた。用語や趣旨などにいろいろな意見があると思うが、今後ともいきた条例、成長させる条例として周知に努め、運用面に十分留意し、見直すところは見直していきたい。との答弁がありました。

なお、質疑終了後、議案第30号について修正の動議が提出されました。

結果といたしまして原案及び修正案に対する討論を行い、起立採決の結果原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願いを申し上げまして、ご報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第31号ないし議案第13号の以上12件について矢部予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長矢部正義議員（登壇） ただいま議題となりました予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして3月14日ないし16日、3月19日及び3月20日、3月22日の6日間委員会を招集して審査をいたしました。

まず初めに、議案第31号平成18年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)について、2人の委員から質疑がありました。そのうち

主なものを2項目について申し上げます。

居宅サービス及び施設サービス並びに一般管理費の増減理由について、との質疑に対し、新予防サービスの導入に伴う給付費の減、市内の療養型医療病床が16床増床になったことによる給付費の増、医療制度改正に伴う事務処理システム改修による事務費の増、職員人件費の減、との答弁。

次に、安定化基金・介護給付費準備基金・支払基金の内容とその運用について、との質疑に対し、

安定化基金は北海道が設置しており、介護保険が赤字の場合に貸付されるが、本市はこれまで申請したことがない。

準備基金は市が保険給付及び介護予防事業に充てるために設置しているもので、現在の残高は約1億5,000万円となっており、目的外での運用はこれまではなかった。

支払基金は、社会保険庁が設置しており、保険給付の実績に応じて40歳から64歳までの第2号被保険者負担分である31%の費用がこの基金から支払われているとの答弁がありました。

次に、議案第3号平成19年度美唄市一般会計予算に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

第1款議会費、第2款総務費に関しては5人の委員から質疑がありました。そのうち3項目について申し上げます。

初めに、地域応援チームの内容と実施時期について、との質疑に対し、

地域応援チームについては、これまで検討してきた職員の地域担当制を実現するもの、5つの生活圏を基本にさらに12ブロックに

地域を細分化し、管理職が4名から5名でチームを編成し、地域によって地域の方々と一緒に課題解決等に当たる。導入の背景としては地域においてさまざまな課題があり、地域だけでは解決できないものである。地域の活性化を図る上で職員と一緒に考え、解決することが必要であるから導入しようとするもの。このチームでは地域の実態を把握し、防災、健康づくり、環境美化などの自主的活動に対して助言、情報提供し、また地域の要望、意向等を担当課に連絡する。導入に当たっては住民自治の視点で行うとともに、職員住民にも周知したうえで夏以降実施していく。との答弁。

次に、職員研修として新たな特徴的な取り組みについて、との質疑に対し、

昨年の不祥事から公務に対する信頼回復が課題となっており、公正取引委員会に講師派遣を依頼し、入札契約制度に関する研修を実施する予定。また、職員倫理規定や地方公務員法で定める職員の諸基準などの再認識について周知徹底することを考えている。との答弁。

次に、税の管理職徴収の実態と滞納整理手法について、との質疑に対し、

平成18年12月21日から29日まで実施した管理職徴収については、連絡等の取れない現年度分未納者98世帯122件、額で407万5,000円を対象としたもので、その収納結果は21世帯、26件、収納額で40万3,000円、収納割合で10%となっている。

また、滞納整理については市内を4地区に分けているほか、市外、大口に区分をし、それぞれ対応している。

滞納者の増加は、税負担の公平性という点で大きな課題であり、対策として、制限措置条例の設置、職員フレックスタイムの導入などにより滞納整理にあたっているが、新たな取り組みとして本年2月から給与などの差し押えに向け勤務先調査を実施している。

いずれにしても納税相談を通じ適切に対応しながら、収納率の向上に努めていかなければならないと考えている。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に関しては7人の委員から質疑がありました。そのうち4項目について申し上げます。

初めに、後期高齢者医療制度の概要について、との質疑に対し、

この制度は75歳以上の後期高齢者及び65歳から74歳までの障害認定を受けた方を対象とし、平成20年4月1日から創設される独立した医療制度である。保険料の財源構成は公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、後期高齢者自らの保険料が1割となり、世帯の所得水準に応じて7割、5割、2割の軽減措置がある。との答弁。

次に、子どもの総合的子育て支援に対する考え方について、との質疑に対し、

少子化が進行する中、次世代育成支援美唄市行動計画に基づき各種事業の推進を図りながら、地域の皆さんの参加協力による「せわずき・せわやき隊」活動を支援するとともに、主任児童委員などの協力をいただき、「新生児家庭の全戸訪問」を進めるなど、地域の方々と協働により子育て支援を進めていきたい。との答弁。

次に、宮島沼水鳥・湿地センターの概要に

ついて、との質疑に対し、

センターは木造平屋建て、総事業費約2億円、3月30日オープンで、開館時間は午前9時から午後5時までだがマガンの飛来期には開館時間を延長する。休館日は毎週月曜日と年末年始である。

施設の特徴として、宮島沼と周辺に生息する動植物についての展示パネル映像を見ることができる。館内設置のフィールドスコープを利用して鳥を間近に観察できたり、館内にある定点カメラを遠隔操作して沼全体を観察できる。自然環境に関する図書も閲覧でき、調査・研究室では地元農産物を活用した加工試験も可能。との答弁。

次に、ごみの有料化に向けたタイムスケジュールについて、との質疑に対し、

現在市民説明会での意見などを参考にしながら、家庭ごみ減量化・有料化実施計画の詰を行っている。

内容が固まれば条例の改正や予算について議会提案する予定である。なお、有料化を秋に実施する場合、改めて市民説明会を開催し、周知期間も必要なことから、議会提案は担当課の考え方としては、6月定例会になるものと考えている。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費に関しては、3人の委員から質疑がありました。そのうち4項目について申し上げます。

初めに、季節労働者援護事業がなくなっているが、その理由についてとの質疑に対し、

本事業は道の概ね100%の補助を受け実施していたが、19年度には補助がなくなったことから財源手当てがなく、事業を廃止した。

今後健康診断については保健センターで実

施している検診等を受けていただきたい。との答弁。

次に、労働相談事業の内容について、との質疑に対し、

労働者の不当解雇・賃金未払い等の労働時間に関するトラブルの相談や指導助言を行い、労働福祉・労働教育の発展、向上を目的に18年度から労働組合のノウハウを活用し、労働相談事業や個別紛争の解決支援事業をしている。との答弁。

次に、クリーン農業推進事業に関し、18年度の取り組みと19年度の取り組みの考え方について、との質疑に対し、

平成18年度のクリーン農業推進事業では、簡易堆肥盤による稲わら等を堆肥化するモデル事業を実施し、できた堆肥を分析中でその結果をもとに普及できればと考えている。また、イエス・クリーン農産物の拡大に取り組んでいる。

平成19年度は緑肥等を導入した土づくり、輪作の推進、イエス・クリーン農産物の拡大、エコファーマーの推進に取り組んでいきたい。

現在、市内で環境保全型農業に取り組んでいる生産者は約50%で、半数は取り組んでいないことから、今後情報などを伝え取り組む方法をふやしていきたい。との答弁。

次に、食の駅調査検討事業のこれまでの経過と今後について、との質疑に対し、

平成18年度の食の駅調査検討事業では施設の概要の検討、候補地の選定作業などを行ったほか、先進地視察としては3施設の道の駅調査を実施した。また、関係機関からの意見聴取や道路管理者との協議を行ったほか、食のフリーマーケットを開催した。

平成 19 年は、施設内容、施設場所などについて内部検討し、市民による委員会などを設置し、意見聴取等を行い、基本構想を策定するほか、活動グループの農業者を対象に地域づくりアドバイザーの講師を招いた講習会の開催や食のフリーマーケットを開催する。との答弁がありました。

次に、第 7 款商工費、第 8 款土木費に関しては 6 人の委員から質疑がありました。そのうち 3 項目について申し上げます。

商工会議所に対する行政のかかわり方及び負担金支出の取り扱いについて、との質疑に対し、

市と商工会議所とのあり方については厳しい環境を再確認し、今後とも一層の透明性と自主性を高めるよう協議する。

なお、市からの負担金としての支出のあり方は、改めて会議所と協議し、適正なあり方について検討する。との答弁。

次に、路面凍結防止装置整備事業の実施場所と設置時期について、との質疑に対し、

路面凍結防止装置は、交流拠点施設線の温泉施設駐車場からの下りカーブ付近に設置を予定しており、設置の時期については降雪期を迎える 11 月までに設置したい。との答弁。

次に、東明公園の管理方法について、との質疑に対し、

東明公園の桜については 15 年ほど前から樹木医の中内先生の指導のもと、剪定により防除に努めてきたが、本年度においても 1 月から 3 月の木の休眠期に剪定を実施している。この剪定により天狗巣病にかかったすべての枝を除去していることから、今年度の感染は 3 割程度と考えている。

天狗巣病については剪定による防除方法しかないことから、今後も継続して剪定を行い、桜の木の管理を努めたい。との答弁がありました。

次に、第 9 款消防費、第 10 款教育費に関しては 7 人の委員から質疑がありました。そのうち 4 項目について申し上げます。

初めに、放課後児童対策事業において、高学年を対象にできない理由について、との質疑に対し、

現在市では小学校 1 年生から 4 年生までと、障害者については 6 年生まで受け入れているが、入所希望者もふえていることから、施設の受け入れスペースの問題や指導者の確保の面からも高学年の受け入れは難しい。との答弁。

次に、予算面から子どもをめぐる環境が厳しくなっていると思うが、どのように考えているか、との質疑に対し、

市の財政状況を踏まえながら、就学援助事業の今後の安定した継続を考え、収入認定基準の見直しなどを行った各学校においても、保護者負担の軽減を意識しながら予算執行に当たっての工夫と努力を努めていく。との答弁。

次に、全国学力テストの実施目的について、との質疑に対し、

平成 19 年度 4 月 24 日に実施される全国学力学習状況調査については、全国的な義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るものとの考え、美唄市においてもこれを実施するものである。

この調査による客観的なデータで指導方法の改善に向けた手がかりを得るなど、子どもたちの学習に還元できると考えている。調査結果の公表については十分な配慮が必要と考え、市内各学校別の調査結果の公表は行わない。との答弁。

次に、救急業務の管外搬送に対する昨今の傾向と対応について、との質疑に対し、

労災病院の週1回の外来以外、脳神経外科は医師不在の状態が続いているが、救急出動時において脳疾患の恐れ、兆候を示す患者については美唄市内の病院では診ていただけない状況であり、岩見沢市立病院や砂川市立病院の医師と連絡を取ってその状況を説明し、指示を得て搬送している。

脳疾患の兆候を示していない患者については、かかりつけの病院に搬送せざるを得ない。

病院と私どもの間にある問題点については、病院側と会合を持つなど、連携を密にして解決していきたい。との答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費から第15款予備費までにつきましては1人の委員から質疑がありました。そのうち2項目について申し上げます。

公債費負担適正化計画の推進状況と道との協議内容について、との質疑に対し、

計画については計画期間を10年間とし、平成27年度までに18%以下とする内容であるが、今年3月末中に確定の予定である。

また、道との主な協議内容については今後の起債発行の必要性や繰上償還の見通しについてである。との答弁。

次に、団塊の世代における退職者の動向と退職金の対応について、との質疑に対し、

本市においては団塊の世代といわれる大量退職者などの世代構成とはなっていない。

退職金については北海道市町村職員退職手当組合に加入し、毎月負担金を支払っており、退職増により一時的な歳出増はない。

ただし、退職時に上積みした部分については、特別負担金として3年に1度精算されることになっている。との答弁がありました。

次に、歳入全般については1人の委員から質疑がありました。そのうち2項目について申し上げます。

初めに、交付税の積算内容について、との質疑に対し、

市税や公債費の伸び、並びに特殊事情を換算し積算、との答弁。

次に、地方債や一時借入金の金利の見方について、との質疑に対し、

地方債については2%程度、一時借入金については1%で積算、との答弁がありました。

以上が一般会計の質疑であります。

次に、議案第4号平成19年度美唄市民バス会計予算に対する主な質疑について申し上げます。

1人の委員から質疑がありました。そのうち1項目について申し上げます。

市長の市政執行方針の中で、予約運行と路線の一部見直しとあるが、その具体的な内容について、との質疑に対し、

予約運行についてはバスが運行する前に、利用者から事前に乗車する場所を運行事業者へ連絡していただき、その利用区間を運行するものである。

西線ではそれぞれ最終便で、東線ではアルテピアッツァからスキー場までの間の冬季間

を省く期間を行うものである。

路線の一部廃止については乗車数の少ない路線、アルテピアッツァから入初橋間を廃止するもので、これについては事前に地域との協議を済ませている。との答弁がありました。

次に、議案第5号平成19年度美唄市国民健康保険会計予算に対する主な質疑について申し上げます。2人の委員から質疑がありました。そのうち2項目について申し上げます。

初めに、国保税が増額となった理由について、との質疑に対し、

平成19年度予算において営業関係の所得が伸びている状況をみたこと。被保険者数が若干ふえてくること、今年度の収納の状況から収納率を91%としたことにより税の増収が図られると見込んだものである。との答弁。

次に、国保財政の課題について、との質疑に対し、

国保の加入者は、小規模自営業者や低所得者等を対象に相互扶助として制度運営をしていることから国保そのものが厳しくなっている状況であり、今後も団塊の世代の退職等に伴い、加入者の割合もふえていくと予想され、まだまだ制度運営は厳しい状況が続くなか、国においても診療報酬の見直しや制度の改正など、改善をしてきており市町村としてもそうした見直しを希望し、加入者構成からも財政運営が厳しいことから、財政支援にももっと力を入れてもらうよう運動しており、将来的には国保事業を市町村が運営していくことの是非を含め、一本化についても検討している。との答弁がありました。

次に、議案第7号平成19年度美唄市下水道

会計予算に対する主な質疑について申し上げます。

4人の委員から質疑がありました。そのうち2項目について申し上げます。

初めに、個別廃止処理施設の今後の対応について、との質疑に対し、

市内・道との環境づくりを進め、平成20年度以降も個別廃止事業を進めたい。との答弁。

次に、財政の健全化に伴う下水道事業の見直しについて、との質疑に対し、

いままでは年間8億円ベースで事業を進めてきたが、財政状況を踏まえ来年度以降は4億円ベースで事業を実施するとの大枠での見直しを行っている。との答弁がありました。

次に、議案第9号平成19年度美唄市介護保険会計予算に対する主な質疑について申し上げます。

2人の委員から質疑がありました。そのうち1項目について申し上げます。

本市の高齢者の元気度と予防対策について、との質疑に対し、

本市の高齢者の要介護認定率は17.5%で全国や全道の平均よりやや高く、そのうち要介護1までの方が778人となっており、軽度者の割合が高いのが管内他市に比べて特徴的である。

予防対策については3年前からの介護予防事業の推進により、地域での取り組みが広がりをみせている。

今後も高齢期を元気で暮らしていけるように、予防対策の充実に努めたい。との答弁がありました。

次に、議案第11号平成19年度市立美唄病

院事業会計予算に対する主な質疑について申し上げます。

2人の委員から質疑がありました。そのうち2項目について申し上げます。

初めに、昭和18年に設立された美唄最古の伝統ある市立病院の灯をことし1年で消すことになるが、その中で働いている職員やこの病院を利用している患者、または市民に対して市長はどのように説明を行っていくか、との質疑に対し、

平成16年には累積赤字が16億円もありこれを解消するのは簡単なことではないとの思いから抜本的な方策として美唄労災病院との統合を考えた。

平成20年4月を新病院の開院目標とした場合、残された期間の中でさまざまな方策を考えないといけないと思っている。その中で職員、患者、市民の方々に説明をしなければならぬが、最終的な結論が出ていないので、ある程度の方向性が見えてから説明を行って理解を求めることとしたい。との答弁。

次に、医療器機の予算が計上されているがどのようなものなのか。また残り1年間という中でどうしても必要なものなのか、との質疑に対し、

2台ある内視鏡カメラのうち1台が耐用年数を越えており、故障も多く何度も修理をしていたが部品も手に入りにくくなったため、医師からの要望もあり新たに1台新規購入するものである。その他にも器機購入の要望があったが、経営状況が厳しいことから新規購入は行わず、修繕等による対応することとした。との答弁がありました。

次に、議案第12号平成19年度美唄市水道

事業会計予算に対する主な質疑について申し上げます。

1人の委員から質疑がありました。そのうち2項目について申し上げます。

初めに、自立推進計画において料金値上げを予定しているが、最大の理由は何か、との質疑に対し、

炭鉱閉山に伴う南美唄地区にあった浄水場の廃止を受けて光珠内に排水池を設置し、南美唄地区等桂沢水系の整備を進めたのが最大の理由である。との答弁。

次に、19年度の増俸改良の内容について、との質疑に対し、

増俸改良工事として国道12号線拡幅工事に伴う配水管の移設並びに新設、稲穂地区、農村地区の工事の実施を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第3号から議案第13号に係る総括質疑に対する主な質疑について申し上げます。

1人の委員から質疑がありました。そのうち1項目について申し上げます。

まちづくり基本条例制定に伴い、計画行政は充実するのか、また計画外の新規事業採択ルール化と市民への説明責任をどのようにするのか、との質疑に対し、

まちづくり基本条例と計画行政の関連について、まちづくり基本条例においてはまちづくりの理念とこれまで基づく基本的なルールを定めており、その中で総合計画はこの条例の目的及び趣旨に即して策定すること、評価に基づいた進行管理を行い、結果を公表することとしている。このことにより一層明確なルールに基づき総合計画の策定、進行管理を行

われることになると考えている。

計画に搭載されていない新規事業については、総合計画の策定の方向に基づき、検討した上で必ず事前評価を行うこととしており、透明性を確保し説明責任を果たしていく観点から、予算公表と同時に事前評価表を公表するとともに計画の見直し内容についても公表していきたい。との答弁がありました。

なお、議案第 6 号平成 19 年度美唄市老人保健会計予算、議案第 8 号平成 19 年度美唄市土地区画整理事業会計予算、議案第 9 号平成 19 年度美唄市介護保険会計予算及び議案第 13 号平成 19 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 4 件については質疑がありませんでした。

また、質疑終了後、議案第 3 号平成 19 年度美唄市一般会計予算第 6 款農林費の農業振興費中、食の駅調査検討事業費 100 万円について減額修正の動議が出されました。

結果といたしまして、原案及び修正案に対する討論を行い、起立採決の結果原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 31 号、議案第 4 号、議案第 7 号ないし議案第 13 号の以上 9 件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 5 号及び議案第 6 号については異議がありましたので起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 これより報告第 9 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第 9 号美唄市地域医療問題等調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり決定されました。

これより報告第 10 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第 10 号美唄市契約問題等調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 14 号ないし議案第 16 号の以上 3 件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件ないし議案第 16 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件の以上 3 件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 17 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

● 9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 17 号美唄市給与条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

この条例改定は平成 19 年度の予算の編成をするに当たり、財源不足が生じそのしわ寄せを市職員の給与の削減に求めたものであります。

この財源不足の原因は市職員の責任によるものではなく、国による地方財政の締め付け

によるものです。この条例改正と独自削減をあわせると 3 億 5,439 万 5,000 円になり、職員にとっては行政職関係では 4.4%、医療職関係では 4% の収入減になります。

こうした給与の削減が恒常的になれば、職員にすれば日常生活に大きな影響を及ぼすばかりではなく、将来設計の見通しももてなくなります。地域職員の勤労意欲をそぐような給与の削減はあってはならないことです。

今日の財政的困難は地方分権の名による地方財政の削減にあります。行財政の健全化には次のような取り組みをしなければ基本的な解決にならないものと考えます。1 つには地方交付税を元に戻すことや国の赤字を理由に地方に押し付けた事業費の償還の猶予や低利の融資等の具体化で財政のたて直しを国に要求すること。2 つには市の財政たて直しは住民負担や市職員に負担を押し付けるのではなく、その前に市民の立場、市職員の立場に立った予算配分の見直し、統廃合の大胆な実施や建物の整理統合、売却も考慮に入れることであります。

以上申し上げまして討論を終わります。

● 議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

この場合、広島議員の採決については挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 17 号美唄市給与条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 18 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 18 号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件につきまして討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由につきましては、議案第 17 号美唄市給与条例の一部改正の件で申し述べたものと同じであります。

以上、申し上げまして討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 18 号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件**は、委員長

報告のとおり決定されました。

これより議案第 19 号ないし議案第 27 号の以上 9 件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 19 号美唄市収入役事務兼掌条例廃止の件ないし議案第 27 号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件**の以上 9 件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 28 号ないし議案第 29 号の以上 2 件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 28 号美唄市医療費助成条例の一部改正の件及び議案第 29 号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件**の以上 2 件については、委員長報告のとおり決定されました。

この場合、議案第 30 号について紫藤政則議員ほか 2 名から、修正の動議が提出されました。

この際、提案者の説明を求めます。

18 番紫藤政則議員。

●18 番紫藤政則議員（登壇） 議案第 30 号美唄市まちづくり基本条例制定の件に対する修正案について、その提案理由をご説明いたします。

まず最初に、原案提案に対する評価と修正案提出に至る動機並びに経過について考え方を申し上げたいと思います。

原案は平成 16 年 4 月 8 日から平成 19 年 1 月 17 日の庁議において条例原案が決定するまで 2 年 9 カ月を有しました。この間、庁内若手職員による検討委員会、そして市民、委員会による検討、23 回に及ぶ検討委員会、さらに庁内組織機関としての協議と、時間とそして十分な中身議論を踏まえてこの原案ができたものと思います。

特に、論点整理をしてこのまちづくり基本条例の議論方向を決められた若手庁内職員の皆さん、そして市民委員会のみずからの意思で議論をされたまちづくりに関わる市民の皆さん、関係者の皆さんに深く感謝と敬意を申し上げたいと思います。本当にご苦労さまでございました。

原案提出までの唯一残念なことを申し上げたいと思いますが、これは議会側の問題もありまして、議会に関する条項、そしてあわせてまして市民、議会、執行機関、これらの並立をした扱いに関わる条項、これらに係る市民参加については 11 月から約一月にかけて行われた市民意見募集、すなわちこの市民意見

募集の直前に出されたものでありまして、条例原案作成プロセスに影響を及ぼさなかったことであります。いわゆる間に合わせのやつつけ仕事の扱いを受けた。結果として受けたことになります。このことが唯一残念なことでありました。

一方、市議会内部での議論であります、原案 13 条市議会の権限、同 14 条責務、同 15 条市議会議員の責務で構成する第 5 章市議会条項の合意形成については、議会運営委員会の議論等踏まえ会派での議論をして合意形成に向けた一定の議論集約はあったものの、第 1 条目的、第 2 条定義、第 4 条人権の尊重、第 8 条情報の共有、第 12 条コミュニティ、第 30 条参画・協働、第 36 条さまざまな人たちとの交流にある市議会の位置づけはもとより、前文を含めた条例原案各条についての詰めた内部協議が行われることなく今定例会を向かえた事実があります。

3 月 13 日の特別委員会において、私はこの条例原案の問題点について指摘をいたしました。先ほどの委員長報告にもその質疑の内容が示されました。

結果として入れられず、理事会の場で美唄市の憲法を定めるに当たりまして、市議会みずから市民の意見を聞き、その前提として市民から問われたらしっかり説明責任を果たせるよう、条文をそらんじるぐらいの思いでみずからのものとなる、そのための自由討議を行うべきである。あわせて、この条例制定が 4 月 1 日、この 3 月の議会で条例を上げる、あわせてそのことによって具体的に市民生活に影響が及ぶ、このような状況がない、すなわち急ぐ必要性がない、この 3 つの要素を理

由にして、継続審査とすべきと主張いたしました。

しかし、理事会ではこれが入れられず、やむなく修正案を提出せざるを得なかった経過があります。

原案第 14 条第 4 項に規定している市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程とその妥当性を市民に明らかにしなければなりませんという表現は、議員間の自由討論を重視することをうたっています。

私たち議員が、そして市議会がみずから策定しようとする議会条項を遵守し得ない集団であることを露呈してしまいました。

以上が、この提案に至る経過、動機であります。

次に、修正案にある基本的な考え方について申し上げます。

その 1 つは、このまちづくり基本条例が美唄市の憲法、最高規範として位置づけられています。この憲法と市民権、基本的人権、これらについての考え方の根っこであります。このことについての整理がまず 1 つ必要だということであります。

ご案内のとおり憲法は立憲主義を基本にしています。国民の自由と権利を保障するための法だと考えられています。憲法は国民を縛るものではなく、国家権力の行使に歯止めをかけるものである。このことを基本にした、まちづくり基本条例であるべきだということが 1 つであります。

一方、国民の義務にかかわる市民の義務の規定についてであります。国民の義務の規定、3 つの義務があります。教育・勤労・納

税。これらの義務については納税の義務を除き権利を守るための義務であり、義務の表現と、求める法律の内容、憲法の内容というのは、それはそのとおりではないことを私たちは承知をしなければならないということであります。

市民が応分の負担をしていく、このことは市民権を支える唯一の主権を持つ市民としての義務、このような整理は必要だというふうに考えておりますが、その他の義務の表現については以上申し上げた基本的な考え方のもとに相入れないものであります。

あわせて、公共の利益のところであります。先ほどの委員長報告にもこの議論が委員会で行われたことが報告をされておりました。発言・行動の自由をそぐものではないし、もちろんプライベートなところに介入するものではないということであります。

私は、まちづくりにあたっても自由な市民の意思、これがベースになければならないと思います。すなわち、基本的人権の最たるものであります。この公共の福祉、もしくは公共の利益が前提にあるのは、社会的弱者の救済の視点や、個人が個人の立場でのぶつかり合いを調整をするという原理というふうに言われています。

自由な議論、自由な行動、これらがそれぞれぶつかり合って、修練をされて結果として公共の利益、公共の福祉につながっていくものであるというふうに考えるわけでありまして、このことについてもこの表現については相入れない考え方でございます。

次に、協働についての考え方であります。すでにこの協働という表現につきましては、

後期基本計画、そのもとになります 21 世紀まちづくりプラン、あわせて自立推進計画、各種行政目的ごとの計画の中に協働の文字があふれております。

私は、この協働という言葉の定義の中にあります、対等・平等、この対等という表現について違和感を覚えています。市民、そして議会、執行機関、市長を含めた執行機関、これらが対等であるわけではないわけであります。市民は主権者として、人間代表者と呼ばれる市長、そして議員へその権限を信託して、信託を受けた代表者は主権者である市民に対して責任を追っております。それぞれが対等とはなりえないわけであります。逆に責任転嫁につながり、あいまいなことになる恐れがあります。

あわせてコミュニティについても同様であります。みんなで仲良くそして協力し合ってよいまちをつくっていかう、こういうことについては当然であります、少なくとも連携し、協力をする、こういう考え方に立つべきだろう。役割、そして権限、これらをあいまいにしたまま、言葉だけが踊るこのようなことであっては禍根を残すと私は思うわけであります。

これらが 1 つとして憲法を意識したものの考えの基本であります。

2 つ目は、市政運営の制度についてであります。

ご案内のとおり、まちづくり基本条例はこの自治体の運営の理念を具現化する制度、制度を動かす原則を定めた最高条例と定義付けられています。

この制度は、具体的にどのようなものであ

るか、すなわち解釈の幅がある抽象的なものではなく、踏み込んだ内容にすべきだというふうに考えております。

私はこの市政運営の制度の中にある総合計画と市民投票、原案では住民投票という表現でありますけれども、この 2 つの制度についてその内容についてより具体性を持たせて修正を示したものであります。

総合計画につきましては、これはいまの現在の急迫化する財政事情、まさに今後依存財源等は半永久的に好転をしていかない、このように言われております。そして美唄市的な事情でも、市長が道新アンケートに示したように、向こう 5 年以内に財政再建団体に転落をする可能性がある。市立病院の状況が重荷になって、この平成 19 年そして 20 年が勝負である。転落するか否か、そういう財政環境であるという美唄市的な状況もあるわけであります。

そのことから、従来右肩上がりの経済、そして財政運営、こういったものではないということは当然ご認識をされておりますが、このまちづくり基本条例を景気にして、掲げる政策が厳しい吟味を受け、そして選択をされ、市民合意形成により事業を執行する、このことが不可欠の要素であります。

これらが少しでも具体化するように、総合計画について条文を加えて整理をしたことであります。

次は、市民投票。市民投票に係る内容であります。

市民投票につきましては、市民投票そのものの発議者を美唄市長、ここに条例上は限定をした内容になっております。

私は、この発議者について、いわばすでに決まっている条項、法律に決まっている内容については重複を避けるというご答弁等がありましたけれども、この発議者について議会の役割、そして市民の直接請求の役割、ここを明確にすべきだろうということで改正案の考え方を、整理をいたしました。

4分の1の連署という、4分の1の考え方について申し上げたいと思います。議会の解散や議員の解職、長の解職請求は3分の1の署名という最も高いハードルが示されています。一方、合併協議会を設けるための請求は50分の1であります。これは議会で否決をされ、長がこの請求に応じなければ、さらに6分の1の署名でこの合併協議会に関わる住民投票が行わなければならないという規定があります。

これらの最も高いハードルであります3分の1、そしてこの市町村合併を契機に出された住民投票の新たな規定、この6分の1。この間を取ったいわば4分の1の規定であります。考え方はそこにあります。

そして、この新たに求められます住民投票条例でございますが、これは具体的な内容を定めるということでもあります。原案につきましてはこのことは個別型の住民投票条例という位置づけでありました。

私がここに修正をしたのは、常設型の住民投票条例、そしてこの投票結果の尊重義務と合わせまして、争点を明示するということと結果の取り扱い、これも原案にあります。これらを併記をして示したわけであります。

次に、法体系の構築についての考え方です。この最高規範でありますまちづくり

基本条例は、すでに掲げられてあります活用しているこの条例等の制度、そしていまある制度をどう修正するか、不用になった制度をどのように廃止をするか。いまはない制度を新たにどう設けるか、これら現行制度の点検が第一でありますし、私はこのことを以前にも主張しておりました。

この法体系の構築という中に入ります、この個別条例の制定についてであります。原案ではすでに活用している情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例この3つについて言及をし、新たに住民投票条例の制度を創設をしようと、こういう内容であります。

今回の修正案につきましては、1つは権利救済制度を設ける、権利保護、不利益解消のための権利救済制度を設けるという修正。あわせて具体的に市民参加を推進するための条例、市民参加推進条例、このことも設けようとするものであります。

法体系の構築に当たって、さらにその具体性を持たせたものを付け加えさせていただきました。

以上が、考え方の基本であります。

次に、すでにお手元にあります修正案について読み上げて説明等いたしたいと思います。

議案第30号美唄市まちづくり基本条例の一部を次のように修正する。

前文を次のように改正する。

わたしたちは基本的人権が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

わたしたちは先人が積み重ね、培ってきた歴史や文化、貴重な自然や助け合いの精神を、大切な財産として次の世代に引き継ぐために、

将来にわたりともに力を合わせて、美唄らしいまちづくりを進めていきます。

わたしたちは地方分権に即した新たな自治の実現のために市民が市政の主権者であることを明らかにしまちづくりの理念、基本的な制度と原則や市民、市議会及び執行機関の役割など市政運営の基本的事項を定める最高規範、すなわち美唄市の憲法としてここにこの条例を制定します。

第2条第5項中「自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協力する」を「それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの自主性を尊重しながら協力しあう」に改め、同条第6条中「地域社会を多様に支え、こころ豊かな生活の実現をめざして」を削る。

第4条第2項中「市民、市議会及び執行機関は」を「わたしたち市民は」に改め、同条第3項中「市民、市議会及び執行機関は」を「わたしたち市民は」に改正する。

第7条の見出し中「市民主体」を「市民主権」に改め、同条を「市民は、まちづくりの主権者として市の政策を定める権利があり、その利益は市民が享受します」に改正する。

第10条中「わたしたち市民は」の下に、「主権者として」を加え、第11条の見出し中「義務」を「責務」に改め、同条第2項中「まちづくりに当たっては、公共の利益を念頭において、自らの発言と行動に責任を持ちます」を「市民の信託に基づき定められた市の条例を遵守します」に改め、同条第3項中「行政サービスを受るとともに、応分の負担をします。」を「まちづくりの適切な運営のための、応分の費用を負担をします。」に改正する。

第12条を次のように改正する。第12条市

民、市議会及び執行機関は、コミュニティの自主性と主体性を尊重します。2項、コミュニティは、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。3項、執行機関はまちづくりの担い手となりうる、非営利かつ非宗教的なコミュニティ活動を、必要に応じ支援することができます。

第23条中「説明します」を「説明する責任があります」に改め、同条第3条中「解消させるよう努めます」を「解消させるため、権利救済制度を設けます。」に改正する。

第24条を次のように改正する。第24条市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。2項、総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実施計画により構成されます。3項、総合計画は、市の政策を進める最上位の計画であり、市が行う政策は緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。4項、総合計画は、市民の参加を経て案が策定され、基本構想について市議会の議決を経て作成されます。5項、総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。6項、市長は、総合計画について、評価に基づいた進捗管理を行い、その状況を公表しなければなりません。7項、執行機関は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進捗管理しなければなりません。

第30条第4項中「市民、市議会及び」を削る。

第31条に次の1項を加える。4項、執行機関は、市民参加の推進に関して必要な事項を別に条例で定めます。

第33条第1項を第33条第3項とし、第33条第3項を第33条第1項に改正する。

第34条の見出し中「住民」を「市民」に改め、第34条を次のように改正する。第34条市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を直接確認し、市政に反映させるため、市民投票を実施することができます。2項、市長は、市議会が市民投票の実施を議決したときは、これを実施しなければなりません。第3項、市長は市民有権者がその総数の4分の1以上の連署により市民投票の実施を請求したときは、これを実施しなければなりません。4項、市長は市民投票を実施するときは、投票の事案に係る争点や結果の取り扱いをあらかじめ公表しなければなりません。5項、市長は、市民投票の結果を尊重して当該事案を処理しなければなりません。6項、市民投票の実施に必要な事項は別に条例で定めます。この場合、投票資格者については定住外国人や未成年者の参加に十分配慮します。以上が改正に係る提案理由の説明であります。

改めまして、十分この修正案をご精読いただいて、ご検討いただいて、不明な点をご質疑で明らかにしていただいて、ぜひこの修正案に議員各位の良識あるご判断を賜りますように、ここからお願い申し上げまして、以上、修正案の提案理由の説明を終わります。
●議長長岡正勝君 これより議案第30号についての委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって委員長報告及び修正案に対する質疑を終結いたします。

これより委員長報告及び修正案に対する討論を行います。

13 番谷村孝一議員。

●13 番谷村孝一議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第30号美唄市まちづくり基本条例制定の件の修正案につきまして討論に参加いたします。

結論から申し上げまして、私の立場は修正案に反対であり、委員長報告に賛成であります。

以下、若干の理由を申し上げます。

この条例の今日までの策定経過につきましては、市民参加による自治検討委員会において約2年にわたり協議を行い、取りまとめたものをまちづくり地区別懇談会における説明と意見交換、そしてパブリックコメントの手続と十分に市民の意見を聞き策定されたものであり、その内容については質疑、そして答弁を通じて美唄のまちの現状を踏まえて必要な規定を整理されたものであると受け止めております。さらには条例の中で見直し規定を置き、時代状況や本市の状況に適合させるよう、条例自体を成熟させる仕組みも設けられております。

現在市では、自立と協働のまちづくりを進めようとしており、この条例は制度上これを保障し、推進する役割を持つものであると考えております。従いまして本市の将来のまちづくりを考えると、この条例は不可欠なものであり、市民の声を積み上げて一貫した考え方に基づきつくられたものであることから、

原案のとおり制定すべきものであります。

以上申し上げまして、委員長報告に対する賛成意見といたします。

●議長長岡正勝君 19 番 荘司光雄議員。

●19 番 荘司光雄議員（登壇） 議案第 30 号の美唄市まちづくり基本条例制定に対する私の立場は修正案に賛成、そして委員長報告については反対であります。

私はなんと言っても日本の教育の中で一番不足をしている現代史のカリキュラムが、高校卒業するまでないという、この問題であります。だから、大学で初めて現代史にぶつかるわけです。

なぜ、このことを申し上げますかという、それまでのこの日本の歴史というもののの中で現代史が明治の大きな転換期から、この現在の新しい民主主義や基本的人権や平和を中心とする憲法に変わったわけですが、それまでの憲法は、講和条約以来、このものが変わったわけですが、それまでの憲法は上から民へ与えられる憲法でした。一言で言って聖徳太子の、言うならばそういうものから始まって、ずっと上から下へです。はじめて今日の憲法は前文が私たち日本国民はということから始まります。

私は、この日本国憲法が求めている、私たち国民はという立場は、国民の形から憲法を草案されたということであります。そうすると、当然に主権者国民という根から、主権者国民の権利から、主権者国民の立場で平和な暮らし、そういう形でもって前文はでき上がっております。だから戦争放棄規定も私たち国民が放棄をしたんです。それを、国に義務付けたわけであります。すべてがそういう構

成であります。先ほど、働く権利だとか、納税の問題や何か 3 大義務、提案者はおっしゃられました。そのとおりだと思います。それ以外は、99 条に代表されるように、実際問題憲法を守る義務があるのは天皇、大臣、議員、裁判官、公務員。99 条にそうなっています。それは国民の立場でつくったと、憲法の案。

この問題を見事に修正案の紫藤議員は、こういう立場では申し上げておりませんけれども、まったくそのとおりであります。

私は、この経過の中では残念なことがあります。それもまた経過の中で残念です。議会は事前審査とかそういうことなんか言わない。胸襟を開いてともに話し合おう。その用意はある。こういうことを言っていましたが、結果としてそういうことはなし得ませんでした。修正案の紫藤議員の立場から言わせれば、やつつけ仕事、後半はそうになってしまいました。

それで、私は委員会の審議において、このまちづくり条例を市民、市、議会、これが執行責任の分野に動員されるという、そういう感じがしてどうしようもならなくて、本当に明るい自由な美唄のまちづくり、相互に尊重しあって、そういうような条例をつくっているという感じがしない、重たい空気になってしまうということを私は申し上げました。まさにそういう状況です。

それは、まず第一に主権者市民というもののその立場からの前書きに、まず前文になっていないということです。

美唄の歴史だって、現代史を、明治 30 年代からの美唄市の中でずっと見てきたって、現代史の立場から見たら、いろいろ学ぶことたくさんあります。ですから、どうこう言って

もこの中で一番大事なはそのポイントにあるわけで、まず第一番は、私はこの地方分権に即したこういう時代は、まさに地方が主役ですから、そこへ住む住民が主権者です。基礎自治体の市民が主権者。そうするとその主権者の基本的人権というものがまず尊重されなければならない。それからその地域は、やっぱり平和で豊かな暮らしを求めるものでなければいけない。そしてこの即した新たな自治というのは、市政の主権者の市民を明らかにして、まちづくりの理念へ向かっていく本当の心、そのために具体化する制度や原則、こういうことをきちっと組み立てられなければならないと思います。まさにそのことを組み立てた修正案でした。

私は、そういう意味で言えば、協働というこの第30条でこうも規定あります。市民、市議会及び執行機関、提案にもありました。協働の仕組みづくり。

率直に申し上げまして、提案者も申し上げましたけれど、この二元制代表の議会を、本当に意識されているんでしょうか。この二元制代表というのは、紛れもない、首長も直接選挙。議員も皆さんも直接選挙です。したがってここには対等だとか、対立、対等の関係はありますけれど、対立です。その中できちっとして、これの主権者が市民です。

そうすると、対等で並列なんて、関係だとかいうことで何かそっち、執行権に入った、入らない、こういうような環境は絶対存立しないです。市民もしないです。それを協働という言葉の中で、相互に連携をしたりすることはあります。同じという形にならない。いわんや対等等などということにはならない。

いやおうなしにこういう立場でいきますと、市民がつくるという立場ということよりも、どうしても執行機関の側に毎日身をおいているから、その中でそういうパブリックコメントなりなんなり市民と一緒にやってきたというものの、結果的にリードするのは執行機関の職員です。これは一生懸命努力された、若手職員のこともわかります。しかし、毎日身を置いているところに、そこに、自分の皮膚感覚も価値観も出てくることは、これは避けられない。そういう意味で基本的に修正案の視点が、私とまったく一致しておりますので、私は修正案に賛成をし、そして委員長報告には反対の立場で、討論を終わります。

ただし、申し上げますけれども、終わってから申し上げるわけではありませんが、このまちづくり条例で皆さん苦勞されて、先ほど賛成討論にありましたが、より一層成熟して、いま修正案で申し上げた、そういう立場の中で、そういうものによりその方に向かった修練と成熟されることを、私は要望いたしたい、そう思います。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第30号美唄市まちづくり基本条例制定の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に結論から申し上げますと、私の立場は修正案に賛成、委員長報告に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

3月13日の美唄市まちづくり基本条例審査特別委員会で、私は条例の第4条、第8条、

第12条、第30条の条文の中に市民、市議会及び執行機関という文言は、市議会の持っている責任と権限、独自性、自主性に抵触する恐れがあるので、市議会という文言を削除することが必要であることを指摘しました。

この4条、8条、12条、30条の各条での市議会という文言がそれぞれの施策との係わり合いの度合いが違う部分もあり、前後の文言の修正で市議会という文言が議会の責任と権限、自主性、独自性に抵触しない場合もあります。この点では修正案はクリアできるものと考えます。

また、特別委員会で指摘したことの中には、第11条の3項の中にある、応分の負担の部分では応分の負担の範囲をまちづくりの適切な運営のための応分の費用に限定し、地域での防災活動、ごみの収集分別などへの参加を市民の義務としていないことであります。この点でも修正案に同意できるものであります。

この修正案の特徴は、市民が美唄市の主権者であることを明確に位置づけていることと、総合計画の性格を明確にし、それを重視することです。この点でも、修正案に同意できるものであります。

このまちづくり基本条例は、約3年間かけて条例案になったものでありますが、条例の内容の議論が極めて少なかったことや、特別委員会での議論経過が条文の中にある市議会条項の第14条第4項の市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思の決定の過程とその妥当性を市民に明らかにしなければなりません。という内容から著しくかけ離れていたことは、きわめて残念なことであります。

以上、申し上げて討論を終わります。

●議長長岡正勝君 10番米田良克議員。

●10番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第30号美唄市まちづくり基本条例制定の件について、討論に参加します。

私は修正案に賛成し、委員長報告に反対の立場であります。

この美唄市の憲法とも言うべき、まちづくり基本条例は、私が賛成する修正案の提案者紫藤議員がかねてよりその制定を主張してきたものです。前市長の井坂さんのときから、数回一般質問で取り上げ、その重要性を訴え、井坂市長も制定を約束し、そのための作業にも入っていたものです。

2年5カ月前の16年第3回臨時議会で、桜井市長の所信表明に対する質疑の中で、紫藤議員の質疑に対し、桜井市長が制定する旨の答弁をしたものでもあります。このような経過を経て、今議会で提案の運びになったのですから、私がここで修正案の賛成討論をすることは、本来ある姿ではないのです。積極的に提案に賛成の討論を行い、全会一致で決定し、この議場全体がよろこびに包まれるはずだったと思います。原案がまとまった段階で、議員全員が説明を受け、率直で活発な意見交換がなされ、理事者も納得できる内容は提案に取り入れる、そのような段階を踏むことで市民の代表である議員の意見も十分に反映される内容になるはずでした。そうなれば、先に述べた美唄市の憲法の誕生を全員で祝福できたでしょう。

しかし現実には、ここで修正案の賛成討論をし、採決で原案を決め、後味の悪い思いで任

期最後の議会を閉じることになります。

どうしてこのような状態になったのか。議員諸氏はその理由を考えながら、私がなぜ修正案に賛成するのか、その考え方を聞いてください。

最初に前文です。初めに、憲法の基本的な考え方から2つをうたっております。基本的人権の尊重と平和主義です。目指すまちは、こころ豊かなとしています。次に原案にある美唄の地で先人から受け継ぐものを挙げ、美唄らしくとします。3つ目の段落では地方分権を受けて新たな自治実現を主権者市民という憲法の影響を受けて、理念、制度と原則、それぞれの立場の市民や機関の役割など、市政運営の基本を定める最高規範である美唄の憲法としての条例をつくるとしています。短い中に基本を明示し、高らかにまちづくり基本条例制定を宣言しています。

以下、各条について若干述べます。

第2条の5項、原案をいかしながら市民が主権者であることの意味を見失うことのない表現にしようとしています。

第6、コミュニティが地域を支えるものだということを前提とはしない。コミュニティは多様なもので、1つの概念で縛るべきでないとしています。

第4条は、わたしたち市民は、性別年齢にかかわらず、市民一人ひとりの人権を尊重しますと述べます。第2項も3項も市民、市議会、執行機関はと言いかえるのではなく、わたしたち市民はでそろえる方が言葉の流れもよく、わかりやすいと思います。

第7条、市民がまちづくりの主体であり、としています。主体という語はあいまいで

わかりにくいので、主権者と明確に表現しています。そして市民の権利としての政策決定をうたい、原案11条にある利益の享受をここにつないでいます。

第10条、主権者としての参加、これを明確にしています。

第11条、義務を原案の解説のように心構えと解するのは無理があります。義務には何々すべきなどの強制や拘束がついており、法での強制がイメージされるのが普通です。責務は、責任と結びつく表現で、強制はついてこない語です。第2項、11条はまちづくりを進めることをうたっています。公共の利益を念頭にとりますと、発想がこの言葉に縛られ、自由な発想や広がる発想とはなりにくいと思います。公共を常にベースとする必要はありません。自由な発想と市民の信託による条例を守るということで、おのずと議論の進む方向は修練するものです。第3項、適切な運営のためには応分の費用負担をしますとあります。

第12条、原案の2項をコミュニティの自主性と主体性を尊重と直します。原案の支えるは、議会として支えることは難しいという判断に立っております。第2項、第2条の6とのかかわりで、コミュニティを担い手とは捉えず、参加に努めるとしています。第3項、新たに非営利で非宗教的なコミュニティ活動を執行機関が必要ならば支援可能としています。

第23条、執行機関の説明責任を明確にしております。第3項行政執行による市民の不利益を解消するため、執行機関に権利救済制度を義務付けしています。

第24条、市長は総合計画を策定するものとします。第2項、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されるとします。第3項から第7項で最上位の計画であるということ。市民参加で案をつくる事。基本計画は議会の議決で決まること。期間を定めて取り組むこと。市長の任期で見直すこと、評価による進行管理の状況を公表し、各政策分野での基本計画は総合計画との関係を明らかにし、総合計画との調整下で進行管理するとし、わかりやすいものとしています。総合計画全体をわかりやすく表現しています。

第30条、協働の仕組みをつくるのは執行機関。市民や議会は除くべきであります。

第31条、市民の参加について原案は学習の機会を設けるですが、これを必要な事項を条例で定めるとしています。

第33条、安全・安心の確保はまず執行機関が取り組む事項で市民が何をするかは最後でいいとの考え方です。原案は順序が逆になっています。

第34条、市民の意思を問うのだから、市民投票とするのが妥当だと思います。市民の意見ではなく、意志を確認するものです。第2項、議会が市民投票することを議決したら、市長はしなければならないとしています。第3項、市民が市民投票を求める権利の保障です。4分の1の署名です。第4項、市民投票の実施に際し、市長が事案の争点や結果の扱いを公表するとしています。市民が、十分に判断ができる材料を提供するということです。第5項、市長の投票結果の尊重を明らかにしています。第6項、原案の2項の内容を整理したものです。

以上の修正の内容に、私は全面的に賛成するものです。この修正案は、市民が主権者であることの考え方が中心にあり、その筋道に沿って組み立てられています。また、修正案をつくるにあたり、原案をまとめ上げる作業過程を尊重し、原案の考え方をできるだけ大事にしようとする考え方も十分に伺えます。

さて、第14条議会の責務、第4項には市議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程とその妥当性を市民に明らかにしなければなりませんとあります。23日の特別委員会で修正案が提案されたのち、休憩して内容把握の時間を20分ほど取り再開をいたしました。そこで、修正案に対する質疑になったのですが、質疑は1つも出なく、討論採決となり原案可決になりました。

原案指示の委員が多いのですから、修正案の疑義はあっても当然と思ったのですが、そうはなりません。朝から開くはずの会議が開かれず、遅くなったの開会で疲れていたこと。あるいはその後に医療問題の特別委員会を残していたことなどの条件はあったとしても、質疑なしは私には理解できません。会議は討論を基本とするとなれば、質疑を含めて発言があるべきと考えます。1人だけの反対討論で済ませていいとは思えません。意思決定の過程とその妥当性も市民に明らかにするのです。新たに市の憲法とも言うべき条例を決めるのです。しかし、その審議経過からは修正案に対する疑義はないのです。

私は、この討論の最後に、このような審議経過から反対討論の方を除く全議員が修正案に賛成しても不思議はないと言いたいのです。市民に対し、それぞれの立場で十分に責めを

果たした、満足できる審議だったと胸を張れるでしょうか。

この際、皆さんが修正案に賛成されるよう訴えて、私の討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって委員長報告及び修正案に対する討論を終結いたします。

これより修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、**修正案**は否決されました。

次に、委員長報告について起立により採決いたします。

委員長報告について賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 30 号美唄市まちづくり基本条例制定の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 31 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 31 号平成 18 年度美唄市介**

護保険会計補正予算（第 2 号）については、委員長報告のとおり決定されました。

この場合、議案第 3 号について紫藤政則議員ほか 2 名から修正の動議が提出されました。

この際、提案者の説明を求めます。

18 番紫藤政則議員。

●18 番紫藤政則議員（登壇） 議案第 3 号平成 19 年度美唄市一般会計予算に対する修正案。

議案第 3 号平成 19 年度美唄市一般会計予算の一部を次のように修正する。

1、第 1 条中 169 億 3,832 万 1,000 円を 169 億 3,802 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ修正する。

2、第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。1 歳入。款 21 諸収入。原案 26 億 3,418 万 6,000 円から 30 万円減じ、26 億 3,388 万 6,000 円に改める。項 4 雑入。原案 7 億 0,542 万円を 30 万円減じ、7 億 0,512 万円に改める。2 歳出。款 6 農林費。原案 4 億 0,779 万 8,000 円を 100 万円減じ、4 億 0,679 万 8,000 円に改める。項 1 農業費。原案 3 億 8,822 万 8,000 円を 100 万円減じ、3 億 8,722 万 8,000 円に改める。款 15 予備費。原案 2,000 万円を 70 万円増額し、2,070 万円に改める。項 1 予備費。款と同額であります。

よって、歳入歳出合計原案 169 億 3,832 万 1,000 円を 169 億 3,802 万 1,000 円に改める内容であります。

以上が予算の修正内容であります。内容につきましては歳入歳出事項別明細書に記載のとおりであります。

歳入につきましては、歳出の対応財源であります雑入の地域づくりアドバイザー事業助

成金 30 万円、そして歳入は項、目の 4 農業振興費の食の駅調査検討事業費 100 万円をそれぞれ節の内容ごとに、お示しの内容ごとに減じるということでもあります。

この食の駅調査検討事業につきましては、すでに過日の予算審査特別委員会の農林費の項目合わせまして、総括質疑等の中で申し上げました。私は、この食の駅事業、これの凍結を求めましたが、最終的に総括質疑でその内容についての総括みずから、この減じるということについては取り入れていただけなかったわけであります。

この事業につきましては、市長が生き活き美唄の目玉として、政策の目玉として打ち立てて、そして 2 年半の期間を経ているわけがあります。

私は、この現下の財政状況下の中で、この時期市長がまさにみずからの政治生命をかける思いで打ち立てたこの食の駅事業、財政再建団体に転落をしないために、この際凍結をする、この凍結宣言はまさに市民にとってインパクトの強いものとして受け止め、この美唄の掲げる厳しい状況というものをさらに共有できる私はきっかけになるだろうというふうに思うわけであります。事業はやってみなければわからないというのがありますし、計画にも時間がかかる、これもあります。しかし、具体的な計画というのは、おそらくこの 1 年かけても打ち立てられないでしょう。

逆に、このことがわが地域に、わが土地の買収にいわば個人的利害の伴う醜い事業展開ということが私は危惧してなりません。

ぜひここは英断をもって、議会の意思としてこの修正案についてご賛同をいただきます

ように、お願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえます。

●議長長岡正勝君 これより議案第 3 号についての委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって委員長報告及び修正案に対する質疑を終結いたします。

これより委員長報告及び修正案に対する討論を行います。

7 番土井敏興議員。

●7 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 3 号平成 19 年度美唄市一般会計予算につきまして討論に参加いたします。

結論から申し上げまして、私の立場は修正案に反対であり、委員長報告に賛成であります。

以下、その理由等について申し上げます。

国内経済や景気の動向につきましては高校、大学、各種学校等の新卒者の採用増など明るい兆しが見えるかのような報道がなされていますが、北海道、とりわけ本市の財政状況は三位一体改革の名のもと、地方交付税が大幅に削減されるなどきわめて深刻な段階に至り、加えて国においては新たな再生法制の導入などにより、地方に対してなお一層の過酷とも言える行財政改革を求める状況にあります。

そうした中であっても、市民サービスの変更や市民負担の見直しを最小限にとどめながら、財政運営上きわめて限られた財源のもと徹底した歳出の抑制と事務事業の重点化に取り組む、21 世紀まちづくりプラン後期基本計

画における福祉・環境・交流及び経済振興の4つの重点分野を核として、選択と集中を図り、市民生活に必要な事業の執行に向け、努力と工夫のもと取り組まれたものと受け止め、関係者のご努力に敬意を表するところであります。

結果として、一般会計予算総額169億3,832万1,000円を確保され、豊かで活力に満ちた生き生き美唄の実現に向けて本市のさまざまな課題の解決に真正面から取り組まれる姿勢は、評価に値するものと感ずるところであります。

そこで、歳出に係る主要施策の面から特徴的な事業についてであります。第1にやさしさと健康のまちづくりについては、市民の皆さんの極めて関心の高い、本市の最重要な政策課題でもある市立美唄病院と美唄労災病院の統合に向けた地域医療確立対策事業をはじめ、子育て支援では「せわずき・せわやき隊」の活動拡大により、地域社会全体で子育て家庭を支援する「子育て地域ささえあい事業」や出産家庭の全戸訪問の実施による支援体制の充実。健康づくりではがん検診や基本健康診査の充実を図る中高年疾病予防事業など、高齢者福祉においては地域包括支援センターにおける相談体制の充実や介護予防教室等を提供する地域支援事業の一層の拡充。さらに待望久しかった南美唄地区の新たな地域福祉の拠点となる南美唄福祉会館の建設など、子どもから高齢者までそれぞれの世代が安心して暮らせるまちづくりへの取り組みを、さまざまな視点から市民との協働で進めようとする市政に対し、評価するとともに、その成果を期待するものであります。

第2に、快適な暮らしを実現するまちづくりについては、昨年末の銀河通のアンダーパス開通に伴い、歩行者の安全を確保する東雲線の整備や峰延地区の北海幹線用水路のボックス化部分の景観整備。除排雪においては技術力向上の促進と間口除雪を新たに農村地域に拡大すること、消防団についてもより効率的で機能的な地域の防災、消防力の充実強化に向け再編することなど、快適な生活環境づくりへの取り組み等が挙げられます。

第3に人と自然が調和したまちづくりについては、まもなく新たにオープンする宮島沼水鳥・湿地センターを拠点とした環境学習や情報提供の充実とあわせ、宮島沼自然環境保全基礎調査事業により、国の自然再生事業と連携し、保護区内の基礎的調査を進め、自然環境の保全に積極的に取り組まれること。さらには市民や企業・行政が連携した自然景観や環境保全の理念と方向性を定めるとして、多少ではありますが美しきまちづくり環境条例の制定を目指すほか、循環型社会の構築に向け新年度早期に供用開始となる一般廃棄物最終処分場のより長期にわたる安定的使用を根底に、より一層の廃棄物の発生抑制や再資源化などに取り組まれること。

第4に豊か活力ある産業が広がるまちづくりでは、農業については農業支援センターを中心として意欲のある担い手づくりや着実な産地づくりを進める農業経営改善推進事業をはじめ、中長期的な視野に立ち、売れる農産物づくりを促進するため、特産品の生産拡大を支援する畑作生産振興事業のほか、地元農産物や特産品などの情報の受発信や交流促進機能を備えた食の駅の整備に向け、より具体

的で綿密な調査検討を進め、種々のニーズに即した基本構想を策定するなど、本市の基幹産業である農業振興に向け積極的に取り組まれようとする姿勢とあわせ、農地・水・環境保全向上対策に対しても積極的な対応を期待するところであります。

商工業については、空きスペースなどを活用した販賣創出事業をはじめとした中心市街地の再生・活性化への取り組みや市内外に向けて雪冷熱エネルギーによる利雪技術の普及拡大を図り地域産業の掘り起こしや活性化に向けた取り組みなどがあります。

このような経済振興策については、農業・商工業・観光の振興と産業間の相互連携により足腰を強めるための取り組みを進め、地域の資源や人材を地域で生み出すとともに、地域内消費の拡大、活用することで域内循環を高め、地域経済の活性化を図っていかうとする姿勢をうかがうことができます。

第5に文化と交流のまちづくりにおいては教育では学校施設の改修やスクールバスの方針をはじめ、標準学力検査や学校適正配置事業などよりよい教育環境の整備に向けた取り組みが挙げられます。今後は大きな社会問題となっているいじめや虐待などをはじめ、問題行動等の未然防止についても学校、家庭、地域社会が一体となった教育体制の推進に傾注されることを期待するところであります。

また、会館以来利用者がすでに100万人を超えた交流拠点施設ゆ〜りん館をはじめ、新たにオープンするアルテピアッツァ美唄の体験型工房や先にも述べました宮島沼水鳥・湿地センターなどの施設の有効活用を図り、それぞれ新たな魅力ある地域資源を結びつける

ことにより、多様な交流の展開が期待することができ姿勢がうかがわれるところであります。

最後に、自立を選択した本市において、まちづくりの基本的なルールを定めるまちづくり基本条例を市民の協力のもとに、約3年近くにも及ぶ時間を要しながらまとめられた関係職員のご努力に深く敬意を表するところであり、新たに地域応援チームの導入などにより具体的な取り組みを進め美唄市の再生を図ろうとする市政に大きく期待をするところであります。

本市を取り巻く環境は地域医療や経済、雇用、財政などますます厳しい現実と直面しておりますが、夕張市の財政破綻という現実を直視し、他事とすることなく、さらには昨年の職員による不正事件の反省から、職務規律のあり方や法令遵守並びに公務員倫理の徹底など、意識改革を一層進め、自立した基礎的自治体として持続していくためにも可能な限りさまざまな可能性に果敢に挑戦し、課題解決に向け、市民と一緒に考える地域経営という視点に立ってしっかりと説明責任を果たし、それらを礎として市民の民さんの持つ自主的、自発的な多様性と創造性をいかし、しかも安全、安心に暮らすことができる豊かなまちづくりに関係者が心ひとつにまい進努力され取り組みられますことを強くご期待申し上げまして私の討論を終わります。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第3号平成19年度美唄市一般会計予算の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は委員長報告に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

2007 年度の政府予算は 06 年度当初予算に比べ 4 % 増の 82 兆 9,088 億円ですが、社会保障関係費の大幅抑制による歳出削減に加え、大企業の収益像に伴う税収増や定率減税全廃による税収増の結果であります。

社会保障分野では高齢化で見込まれた 6,800 億円の自然増分を生活保護の見直しや雇用保険の国庫負担の縮減で 2,200 億円圧縮し、母子加算を 3 年かけて段階的に廃止しました。

一方、成長力強化を口実に大型公共事業については軒並みの大幅増額、3 大都市圏環状道路は 1,859 億円で前年度より 9.7% の増加、スーパー中枢考案プロジェクトは 524 億円で前年の 37.5% の増加となっています。

このように、政府予算は定率減税廃止による 1,700 億円の庶民増税、生活保護の母子加算の段階的廃止、雇用対策費の半減など、貧困問題を一層深刻にする予算であります。

政府に財源がないわけではありません。予算案では雇用の破壊をてこに空前の利益を上げてきたキャノンやトヨタ自動車など財界大企業に減価償却制度を見直しで新たに 7,000 億円の減税を行っています。たった 7 人が株式売買で 200 億円もの減税を受ける大資産家優遇の減税措置 1 兆円を期限を延長して継続しています。これら大企業、大資産家への減税を合わせると庶民増税に匹敵する 1,001 兆 7,000 億円に上ります。大企業や大資産家への減税の穴埋めを庶民増税で埋める政府予算

は、文字どおり逆立ちした貧困と格差拡大の予算にほかなりません。

こうした中での平成 19 年度的美唄市一般会計予算であったわけですが、厳しい財政状況の中で予算編成に携わった関係職員の並々ならないご努力に改めて敬意を表したいと思います。

平成 19 年度美唄一般会計予算は、歳入歳出総額は 169 億 3,832 万 1,000 円で前年度当初予算との比率では 9.42% のマイナスとなっています。これは市税では 2 億 2,888 万 5,000 円の増額は見込んでいるものの、地方分権、税源移譲の名による国からの交付税や支出金の削減によるものであります。歳出の面では民生費の中では地域支援事業や地域包括支援センター運営事業の拡充、後期高齢者医療創設準備事業の設立、また南美唄地域の人たちの長年の念願であった南美唄福祉会館の建設など、一定の前進が見られますが、その一方では生活保護世帯の母子加算の廃止など国による福祉切捨てを本市においても実施するなど深刻な問題もあります。

土木費では、一定の道路側溝整備や有為の市営住宅に関連する工事、橋梁新設改良工事、水道事業、下水道持病などがありますが、圧縮された予算の中ではありますが、道路側溝整備では、市民の要望には多くの課題が残されています。

農林費では品目横断的経営安定対策による 1 割にもなる農業収入の減少に対する農家経営を守る対策には極めて不十分な施策であります。また、食の駅については将来市の財政を圧迫する懸念があることから計画を見直す必要があり、農道空港についても収支のバラ

ンスが大きく崩れ抜本的な見直しが必要です。

教育費では就学援助の基準を切り下げることにより、児童生徒のいる低所得者の家庭では年間 10 万円ないし 15 万円以上の負担が増えるという深刻な事態が生まれています。本予算は厳しい財政状況を反映したものでありますが、全体としてみれば基本的には国が進める路線に沿った内容であります。

本市の財政状況の厳しさは、国の財政施策によって来年以降一層厳しくなることが予測されますが、市長は地方自治の本市を守り、国の悪政から市民生活を守る防波堤としての役割をしっかりと果たすためにも、国や道に対しても言うべきことはきっかりとものを行い、市民本位の市政のために全力を尽くすことを期待しまして討論を終わります。

●議長長岡正勝君 19 番 荘司光雄議員。

●19 番 荘司光雄議員（登壇）一言で申し上げて、修正案に賛成。それから委員長報告には反対であります。

一般会計そのものを審査した過程の中で、一番明らかになったことは、この 2 年の間に美唄には新しい再生法に基づいた再建団体に入るか入らないかという、本当に勝負の年だと、これは市長自身が言われました。私も同じ認識に立っております。私はこの時にまったく提案者が、修正案提案者紫藤議員が言われた、この危機的状況を美唄市民と本当にそこまできているのかという意味での状況を情報として流して共有する、いけば状況認識のひとつにする、このときが一番大切だろうという立場です。

ですから、言われたように、自分自身も本当に命がけだという形で食の駅関連の予算に

については今期は断念すると、そういうようなことをやはり市民にメッセージを送るべき、これが一番、そしてもう 1 つのこの病院問題の統合問題、これと差し替えなんかできっこない、そういうことをきっちり私は市民に示すべきだ、このことだけは全員が共感したんだろうと思うんです。そういう意味をこめた食の駅関連の修正案でございますから、私はもちろんそうふに賛成をいたしたいと、そして委員長報告は原案可決でありますけれども、私としては反対せざるを得ないこういう立場でございます。

●議長長岡正勝君 10 番 米田良克議員。

●10 番 米田良克議員（登壇） 第 3 号議案平成 19 年度美唄市一般会計予算について、その修正案について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

すでに、賛成討論の中で予算に対する評価がいろいろとなされました。大方の部分について私も賛成でございます。

ただ、この厳しい予算なるがゆえに、たとえば教育費について長谷川議員からも指摘がありました。就学援助費等、当該者にすれば非常に厳しい扱いがなされるという部分が出てまいります。そして、計画に基づいて市政が運営されるという基本をぜひ守ってほしいわけですが、これも予算委員会の中で論議がありましたけれども、たとえば銀河通につながる東雲線の改良工事、これは私が長い間一般質問でも取り上げてまいりました、旭通の改良、これが美唄の道路では最優先の場所だという認識では、誰しもが一致するものであります。それが、突然出てきたものがぽっと入る、こういう部分についてはやはり

異議を申し立てなければならない部分かなというふうに思います。

さて、非常に厳しい財政状況の中にあるということはもう皆さまご存知のとおりです。ことしは食の駅関係は調査費で100万円でありますけれども、これが建設までいくためにはいったい幾らかからなければならないのか。この厳しい状況下に建設費の見通しまでは立てるという、そういう説明責任をきちっと果たした提案に私はなっていないと思います。修正案の提案者が主旨を申されたと、全面的に賛成をしてぜひ修正案を通したいと、こういう思いで討論に参加をいたしました。

●議長長岡正勝君 これをもって委員長報告及び修正案に対する討論を終結いたします。

これより修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、**修正案**は否決されました。

次に、委員長報告について起立により採決いたします。

委員長報告について賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第3号平成19年度美唄市一般会計予算**は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第4号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第4号平成19年度美唄市民バス会計予算**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第5号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議案となりました議案第5号平成19年度美唄市国民健康保険会計予算に対し、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成19年度美唄市国民健康保険会計予算の歳入歳出の総額は38億9,512万6,000円となり、前年度比率では13.3%の増額となっています。市民から納入される国保税は定率減税の全廃や加入世帯数の増加などによって約4%の増額となっています。

本市においては52.7%の世帯が国民健康保険に加入していますが、その多くは低所得世帯であり、国保税の納入が定率減税の廃止

による税の増加が一層大きな負担になっています。所得段階別の低所得者の部分では滞納者が急速にふえ、この5年間では13.5%も増加しています。また保険税滞納者の保険証を取り上げ、資格者証を発行しているのはこの3年間で160%にも増加しています。国保税滞納者の中での資格者証の交付の比率は16.3%にもなり、全国平均の7.3%の2倍以上にもなっていますが、これは本市での国保税滞納者から保険証を取り上げる基準が極めて厳しいことをあらわしています。資格者証を交付する場合、その家庭の実情に合わせ、実態に合ったものにしなければならないと思います。資格者証の場合、医療費を窓口で一旦全額支払わなければならない、負担が大きいため治療を抑制し、病状が悪化する事例が全国的にも増加しています。

また、保険証を取り上げられ、受診がおくれ、命を落とした人が過去2年間に25人もいます。一方、国保会計での基金積立金には平成17年度決算では6億3,720万円以上にもなっています。これは国保加盟世帯の1世帯当たりでは9万2,630円にもなります。

国が進めてきた医療制度の連続した改悪により、市民負担は限界にきています。市民負担については昨年度均等割額を300円引き下げていますが、負担の軽減にはほど遠いものです。この基金を活用しての国保税の負担を軽減することが求められています。

昨年、小泉内閣は高齢者を狙い撃ちにした医療制度を改悪しましたが、これは将来にわたって法的保険給付を切り詰め、保険外負担を拡大し、法的医療制度を土台から崩す内容のものでした。このことは、本市の国保会計

にも大きな影響を及ぼしています。本会計の予算の執行は結果として国の医療制度改悪の内容であり、容認しがたいものであります。市長は厳しい生活環境の中で懸命に生活している市民の実情に心を寄せ、市民の命と健康を守るため、国に対しては国庫負担率を元の45%に戻すこと、収納率の低下によるペナルティである国庫支出金の削減をやめさせることを強く働きかけ、市民の生活を守る先頭に立たれることを期待して討論を終わります。

●議長長岡正勝君 8番谷内八重子議員。

●8番谷内八重子議員（登壇） ただいま議題となりました議案第5号平成19年度美唄市国民健康保険会計予算につきまして討論に参加します。

結論から申し上げます、私の立場は賛成であります。

以下、その理由を申し上げます。

本市の国民健康保険会計予算は38億9,512万6,000円で、共同安定化事業や医療給付費などの増加により対前年比13.4%の伸びとなっております。

わが国の国民医療保険制度は乳幼児から高齢者まで、誰もが安心して医療が受けられる日本独特の国民皆保険制度として、世界でも優れた制度といわれており、創設以来わが国の医療保険制度の中核として重要な役割を担い、地域医療保険の保持、増進に大きく貢献しております。

しかし、わが国の少子高齢化が加速し、医療費がかかる高齢者が激増する一方、それを支える若い世代が激減しております。現在、医療保険者の1年間の医療給付費は全国で約28兆円とも言われ、このまま対策を講じなけ

れば 2025 年度には約 55 兆円まで膨らんでしまうと予測されています。

待ったなしでやってくる長高齢社会にも、持続可能な医療制度を確立しなければ、弱者は医療を受けられないということになりかねません。

こうしたことから、国においては将来にわたりすべての国民が安心して良質なサービスが受けられる医療保険制度を堅持するため、医療制度改革大綱に沿って医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設など、所要の措置が講じられているところです。

また、医療費の約 3 割を占めると言われる生活習慣病について、積極的に検診や保健指導を実施し、平成 27 年度には平成 20 年度と比較して糖尿病などの生活習慣病有病者や予備軍を 25%減少させることとし、生活習慣病の予防に重点を置くこととしております。

本市では、こうした生活習慣病の予防などの取り組みが実施されており、これらの対策が効果を表すには少しく時間がかかるものの、中長期的には医療費抑制の効果が期待されるところです。

高齢者や低所得者の加入が多い状況の中で、国民健康保険の適正と安定的な事業運営の確保を図っていくためには、国民健康保険税の収納確保を図るとともに、国保と保健衛生、福祉部門との連携を強化した保険事業を展開するなど、中長期的な観点に立った事業努力が望まれます。

本予算を通じ、今後とも国民健康保険会計の運営に当たりましては、なお一層の努力を傾注していただきますよう要望いたします。

以上のことから、議員各位におかれまして

は多数のご賛同いただきますようお願い申し上げます。私の討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 5 号平成 19 年度美唄市国民健康保険会計予算**は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 6 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 6 号平成 19 年度美唄市老人保健会計予算の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

政府は昨年国会で現役並みの所得のある 70 歳以上の高齢者の窓口負担を 06 年 10 月からそれまでの 2 割を 3 割に引き上げ、08 年 4 月からは 70 歳から 74 歳の一般所得者の負担

もそれまでの1割から2割、つまり2倍に引き上げました。06年10月から長期入院している70歳以上の高齢者には食費、居住費の負担を求め、さらに75歳以上の高齢者を対象に新たな高齢者医療制度を創設して保険料の負担をさせるなど、医療を最も必要としている高齢者に、現役世代との公平を口実に負担を次々と押し付けてきています。

これら、医療制度の改悪の最大の狙いは医療費給付の抑制にあり、都道府県に入院日数短縮の数値目標を明記した医療費適正化計画の策定を義務付け、抑制が不十分とされた都道府県には国が他と異なる診療報酬を定めることができる仕組みまで導入されました。

したがって、日本医師会なども国民皆保険制度を崩すものとして強く反対していたものであります。こうした高齢者を中心とした医療制度の改悪は、高齢者の受診抑制による病状の悪化を招いたり、本市の老人保健会計にも大きな影響を及ぼすものであります。

平成19年度の本市の老人保健会計予算の歳入歳出の総額は39億4,795万7,000円で前年度当初予算との比率は5.2%のマイナスとなっていますが、これは数字的なものではなく、この予算の執行によって結果として政府による医療制度の改悪に沿った内容のものであり、高齢者の負担が一層重くなるものになっています。

市長は高齢者の病気の早期発見・早期治療や負担の軽減のため、高齢者の命と健康を守るための制度の確立を国に対して強く働きかける努力をされることを期待いたしまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結

いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号平成19年度美唄市老人健康保険会計予算は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第7号ないし議案第13号の以上7件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号平成19年度美唄市下水道会計予算ないし議案第13号平成19年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上7件は、委員長報告のとおり決定されました。

会議時間が連続しておりますので、ここで6時10分まで休憩いたします。

午後5時57分 休憩

午後6時18分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程の第3、議案第32号財政調整基金の一部積立て停止の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第32号財政調整基金の一部積立て停止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については財政事情により平成18年度においてその積み立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 これより議案第32号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号財政調整基金の一部積立て停止の件は、原案のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第4、議案第

33号美唄市議会会議規則の一部改正の件及び日程の第5、議案第34号美唄市議会委員会条例の一部改正の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し提案理由の説明を求めます。

15番内馬場克康議員。

●15番内馬場克康議員（登壇） ただいま議題となりました議案第33号及び議案第34号の以上2件について一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第33号美唄市議会会議規則の一部改正の件についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本規則に引用している条項について改正しようとするものであります。

次に、議案第34号美唄市議会委員会条例の一部改正の件についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律及び次期市議会議員選挙から適用される美唄市議会議員定数条例の適用に伴い、本条例に引用している条項及び常任委員会の数などについて改正しようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

●議長長岡正勝君 これより議案第33号及び議案第34号の以上2件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号美唄市議会会議規則の一部改正の件及び議案第 34 号美唄市議会委員会条例の一部改正の件の以上 2 件は、原案のとおり可決されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第 6、意見書案第 1 号日豪自由貿易協定交渉に関する意見書ないし日程の第 11、意見書案第 6 号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の以上 6 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本件については、提案理由の説明を省略することに決定いたします。

お諮りいたします。

意見書案第 1 号ないし意見書案第 6 号の以上 6 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第 1 号日豪自由貿易協定交渉に関する意見書ないし意見書案第 6 号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の以上 6 件は、原案のとおり

り決定されました。

●議長長岡正勝君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る 3 月 1 日に開会されました今期定例会は、議員各位におかれましては時節柄何かとご多忙にもかかわらず、熱心に審議を賜り、本日ここに平成 19 年度予算をはじめ、各案件の成立を見ましたことを、議長として厚く御礼を申し上げます。また、議事の進行に各位のご協力を得ましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、議場において皆さま方と一堂に会するのは特に緊急の案件がない限り、本日をもって最後になるものと思いますが、顧みまして 4 年の歳月が経過いたそうとしております。この間、ピパの湯ゆ〜りん館をはじめとし、パークゴルフ場の整備、陶芸体験施設、登り窯の完成により、交流拠点施設の核ができたほか、銀河通のアンダーパスも開通いたしました。春には宮島沼水鳥・湿地センターが完成しますし、一般廃棄物最終処分場も供用開始の予定となるなど、本市のまちづくりが着実に整備されているところであります。

しかしながら、国が進める三位一体改革推進の中、交付税の削減や、地域のことは地域で対応すべく、地方分権の時代にあつて地方行政はますます厳しい情勢が続いております。

昨年には夕張市の財政破綻が大きな問題となり、本市においても財政状況は非常に苦しく、財政基盤の確立が大きな課題となっております。

り、依然として先行きの見えない状況が今後の市政運営にますます厳しいものをもたらそうとしております。

議会においても今任期中、同僚の福庄計夫議員、川本政芳議員が志し半ばにしてご逝去され、この最終議会の審議に臨み得なかったことはまことに残念なことであります。

また、私事になりますが、浅学非才な私が議長として円滑な市議会の運営にひたすら精進してまいったつもりであります。何分にも力及ばず、皆さま方のご期待に十分沿い得なかったことをまことに申し訳なく存じますが、幸いにいたしまして議員各位の格別なるご理解と、ご協力をいただき、また市長はじめ理事者各位の特段のご努力により、本日まで大過なくその職責を果たし得ましたことは、まことに感慨深く、心から感謝を申し分ける次第であります。

本定例会後はいよいよ統一地方選挙に向けて多くの議員が再選をめざし、多忙な次期を迎えるわけですが、どうかくれぐれもご自愛の上、奮闘され、所期の目的を達成し、今後の美唄市の発展のためご活躍くださいますようお願い申し上げます。

また、理事者に置かれましても活力あるまちづくりをめざし、さらに創意工夫を重ね、市民の皆様のご期待にこたえるよう、市政執行にご精進くださいますよう、心からご祈念申し上げ、甚だ簡単措辞ではありますが、閉会のあいさつといたします。

本当にありがとうございました。

この場合、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

3月1日から開会いたしました、市議会定例会におきまして、議員の皆さまには長期間にわたり本会議並びに各委員会を通じまして慎重にご審議を賜り、こころから敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

議員皆さまには真摯なご議論をとoshi、先ほど平成19年度各会計予算など、各案件を可決、承認いただきまことにありがとうございました。

ただいま議長からもお話がございましたが、皆様の任期もあとわずかとなりました。この4年の在任中、市政の進展のため各般にわたり日々ご心力を賜りましたことに対しまして、市民を代表して心からねぎらいを申し上げますとともに、深く感謝申し上げる次第でございます。

なお、議員任期中に、故福庄計夫さん、故川本政芳さんがご逝去されました。お二人を偲び、こころからご冥福をお祈り申し上げます。

さて、振り返りますと、少子高齢化の進展や人口減少時代の到来、さらには地方分権社会に向けた三位一体の改革など、地方を取り巻く環境が大きく変わる中、本市においてもこれまで経験したことのない大きな試練の時代を向かえ、市町村合併の議論と自立の選択、福祉・環境・交流、経済振興を柱とする美唄の21世紀に向けたまちづくり、さらには地域医療問題や入札契約問題、財政健全化の課題など、議員の皆さまには市民の代表として市政進展のためさまざまなご議論をいただきな

がら、市民福祉の向上と地域の振興に努めてこられたところでございます。

私が市長に就任して2年6カ月となりますが、この間議員の皆さまには市政の多くの課題にご助言、ご尽力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

今期限りでご勇退される方、また立起を予定されている皆様におかれましても、どうか今後とも本市発展のため、より一層のお力添いをいただくことを心からお願い申し上げますとともに、健康には十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

●議長長岡正勝君 これをもって、平成 19 年第 1 回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後 6 時 3 0 分 散会